

官報

号外

昭和六十三年三月二十二日

○国第一回 衆議院会議録 第九号

昭和六十三年三月二十二日(火曜日)

議事日程 第七号

午後一時開議

第一 國際復興開発銀行協定第八条(a)の改正の受諾について承認を求めるの件

第二 租税特別措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

永年在職の議員橋崎弥之助君に対し、院議をもつて功勞を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件(議長発議)

議員詰暇の件

人事官任命につき同意を求めるの件

原子力委員会委員任命につき同意を求めるの件
宇宙開発委員会委員任命につき同意を求めるの件

日本銀行政策委員会委員任命につき同意を求めるの件

日程第一 國際復興開発銀行協定第八条(a)の改正の受諾について承認を求めるの件

日程第二 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和六十三年三月二十二日 衆議院会議録第九号

永年在職議員の表彰の件

○議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

○議長(原健三郎君) お詫びいたします。
本院議員として在職二十五年に達せられました

橋崎弥之助君に対し、先例により、院議をもつてその功勞を表彰いたしたいと存じます。表彰文は議長に一任されたいと存じます。これに御異議はございませんか。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(原健三郎君) よって、そのとおり決しました。

○議長(原健三郎君) 表彰文を朗読いたします。

○議長(原健三郎君) この際、橋崎弥之助君から

発言を認められております。これを許します。橋崎弥之助君。

○橋崎弥之助君登壇 この贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長(原健三郎君) この際、橋崎弥之助君から発言を認められております。これを許します。橋崎弥之助君。

〔拍手〕

○橋崎弥之助君登壇

○橋崎弥之助君 ただいま、本院議員として在職二十五年当たり、院議をもつて永年在職の表彰をいただきました。まことに光榮の至り、感激のときわみであります。ここに謹んで、はるかあるとの皆様並びに陰に陽に私を支えてきていたきましたたくさんの方々に對し、心から深く、厚く御礼を申し上げたいと存じます。(拍手)

なお、高いところから、個人ごとではございませんが、皆さん方のお許しを得まして、過ぐる三年前に黄泉のかなたに旅立ちをいたしました亡き妻

に対し、本日のこの晴れ姿の喜びを分かち合いたいと存じます。(拍手)

私は、九州博多の古い呉服商、したせでございましたが、「紙赤」の次男坊として生まれました。

私の学びました中学校は、福岡県立修猷館といふ黒田藩につながる歴史と伝統を持つた由緒ある

学校であります。あの戦争中、東条軍閥に抗して自刃した中野正剛、「落日燃ゆ」の悲劇の宰相廣田弘毅、爛頭の急務と叫んで総理・総裁の座につく寸前には惜しくも倒れました。当時の自由党副總裁竹虎、日本社会党創設の重鎮三輪壽壯、これすべくもございませんが、ただ一つ、その反骨の精神、反権力の氣風だけは学び取つてきました。

我が修猷館の私の先輩であります。(拍手) 橋崎弥之助、とてもこれら大先輩の足元に及ぶべくもございませんが、ただ一つ、その反骨の精神、反権力の氣風だけは学び取つてきました。

昭和二十年十一月二日、あの敗戦の瓦解の中

に日比谷公会堂で座を上げました。日本社会党の結党に参加して政治運動に身を投じて以来今日まで四十三年、その間、昭和三十五年秋に、淺沼稻次郎社会党委員長のかばねを乗り越えて初めて本院に議席を得ましてからも二十五年がたちました。思えば、はるばる遠くへ来たものだという感概で今胸がいっぱいであります。

およそ世の中の常識と隔絶されたこの赤いじうたんの世界の中で、私はいたずらに試行錯誤の年輪を重ね、悔い多き風雪の日々を送つてしましました。思えば、はるばる遠くへ来たものだという感覚で今胸がいっぱいであります。

よそ世の中の常識と隔絶されたこの赤いじうたんの世界の中で、私はいたずらに試行錯誤の年輪を重ね、悔い多き風雪の日々を送つてしましました。しかし、この四半世紀の間におまえは一体何を得たかと問われるならば、私は、何のためらいもなく即座に、それは人の心であります。そして党派を超えてよき先輩、すばらしい仲間にめぐり会えたことだと答えるであります。(拍手) 風景そのままに花落ち、雲流れるままに人は去る。たくさんのはばらしい出会いがありました。そして悲しい別れもありました。これから先、も

住用財産を譲渡した場合の譲渡所得について、買いかえの特例を原則として廃止し、軽減税率による分離課税を行うこととする等の措置を講ずることとしております。

第二に、住宅取得促進税制につきましては、国民の持ち家取得を一層促進する見地から、現行の控除対象限度額二千万円の範囲内で、公的な借入金等に係る控除対象額をその年末残高の二分の一から全額に引き上げることとするほか、適用対象となる借入金等の範囲の拡充等を行ひ、あわせて適用期限の延長を行うこととしております。

第三に、石油税につきましては、昭和六十三年度における税負担の安定を図りつつ、石油及び石油代替エネルギー対策財源を安定的に確保するため、昭和六十三年八月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間の特例措置として、課税方式を従量税とすることともに、所要の措置を講ずることとしております。

第四に、企業関係租税特別措置等につきましては、既存の租税特別措置の整理合理化を図る一方、地域産業の活性化、事業分野を異にする中小企業者の知識融合による新分野の開拓に資するため、新たに所要の措置を講ずる等必要な改正を行うこととしております。

その他、欠損金の繰越控除の一部停止措置等を適用期限の到来をもつて廃止するほか、たばこ消費税、揮発油税、地方道路税等の税率の特例措置等適用期限の到来するものについて実情に応じてその延長を行う等の措置を講ずることとしております。

本案につきましては、去る三月一日宮澤大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を受け、以来五回にわたり質疑を行なうなど慎重な審査を進め、十八日質疑を終了いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は多數をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたこと

を申し添えます。

次に、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、関税率、特惠関税制度等について所要の改正を行おうとするもので、以下、その概要を申し上げますと、

第一に、我が国の市場アクセスの一層の改善を図る等の見地から、ヨコレーント菓子、スキーパー等について関税率の引き下げ等を行うこととしております。

第二に、特定の鉱工業産品に係る特恵関税の適用限度率について、国内産業の実情等に応じて、現行枠を五〇%、三〇%または一〇%拡大することとしております。

以上のほか、加工再輸入減税制度について対象品目の拡充を行なうとともに、昭和六十三年三月末に適用期限の到来する暫定関税率及び関税の還付制度についてこれらの適用期限を延長する等の改

正を行なうこととしております。

本案につきましては、本日宮澤大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑終了後、直ちに採決いたしましたところ、多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 両案中、日程第二につき討論の通告があります。これを許します。早川勝君。

(早川勝君登壇)

○早川勝君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行ないます。

税金に対して国民の関心が日一日と高まっています。昭和六十三年三月二十二日 衆議院会議録第九号 税税特別措置法の一部を改正する法律案外一案

ることは多くの世論調査の結果を見ても明らかであります。

されきていていることも否定できない現実であります。言うまでもなく、公平、公正こそ租税の第一の原則であります。しかし、租税特別措置による減免税の項目は現在なお百七十三に上り、それだけ数多くの不公平な制度を認めているのであります。

したがって、政策効果を厳しく点検し、その目的を達成した際には速やかに廃止しなければならず、また存続、新設に当たっては不公平を最小限にとどめる中で最大の効果を期待する方針こそ守られなければならないのです。不公平な

税制を一日も早くなくし、最近の土地暴騰に伴う不労所得への課税の強化、土地税への厳しい対応等こそ政府に求めている国民の声であります。

このような観点に立つてみると、今回の改正案は全く不十分と言わざるを得ません。

以下、具体的な反対理由を申し上げます。

第一には、特別措置の点検と整理改廃が徹底されていないことがあります。

例えば、制度導入以来十四年間に適用件数わずか四件といった項目もありますが、これは政策効果以前の問題であります。そのほか、法人関係の準備金、引当金等を整理し、圧縮することは、抜本的税制改革に着手するに当たってのいわば条件を取り組む政府の姿勢に大きな疑惑を抱かざるを得ないであります。

第二には、土地税制、住宅税制に関する、地価抑制、持ち家取得の政策目的とはいえ、新たな不公平をもたらすおそれのあることであります。

土地政策の失敗のツケを税制で処理するには限界があり、しかも税制の頻繁な変更は土地政策上も望ましいものではありません。しかも、今回の改正によって住宅建設にどれだけ寄与できるのか事前にその効果を評定できず、単に業界の要望を受け入れただけというのでは、従来の反省に立つ

た対応とは言えず、土地供給のための税率緩和もいわばこれまでの政策の繰り返しであり、必ずしも地価抑制につながらなかったのであります。

た、いわゆるローン減税の適用対象者の所得要件も三千円への引き上げは、高所得者に対する過当な優遇政策と考えるものであります。

第三には、石油税の引き上げの問題であります。

石油業界とりわけ販売業者間の競争の激しさに加えて、石油関係諸税の負担が重く、その上に今回課税標準を変えての引き上げは、末端販売業者と消費者を圧迫するものとなります。しかも、従量税から従量税に切りかえて来年度末までの特

別税から従量税に切りかえて来年度末までの特例措置としておりますが、課税方式の転換は税制の基本的改革ともいえべきものであります。それを特別として行なうことは余りにも便宜的対応で認めがたいのであります。

第四には、たばこ消費税の延長についてであります。

一本一円の増税は六十一年度の財政措置として、まさに臨時特例の措置として認められたものであります。しかも、その延長は売上税導入と連動させていたもので、売上税導入とともに完全に廃止されなければならないにもかかわらず、三度延長することは専売制度改革法案成立時の附帯決議に反し、特別な高率の税負担率を適正な負担率とみなし、新大型間接税負担を先取りするものであつて容認できません。景気の上昇に伴い大きな自然増収が確保できている現状を見るとき、特別増税を続ける理由はなくなつたのであります。

以上、反対理由を申し述べましたが、今後の我が国税制の抜本的改革に当たっては、公平、特に所得再分配機能を重視するシャウブ税制の公平原則を堅持すること、不公平税制を是正するプログラムを明らかにすること、資産、所得の保有と分布等々資料を作成し公表すること、正確に税収を見積もることなど、国民の納得と信頼を得ること

が重要になってきています。しかし、政府の最近

昭和六十二年三月二十一日 衆議院会議録第九号

租税特別措置法の一部を改正する法律案外一案 律案外一案

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法

三七八

の対応はかえって国民の不満と不信を助長していく傾向が強まっていると判断せざるを得ないのであります。

予算修正の一環として野党共同で要求しております二兆九千四百億円の減税は、所得税、住民税を中心にして、政策減税から相続税、法人税の減税まで国民の要求どくみ上げ、今日の生活実態、

議は、我が国の民主主義と政治のあり方が問われている重大な局面に立っておりまます。それだけに拙速と強引な改革は政治不信を招くことを指摘いたしまして、私の反対討論を終わります。(拍手)○議長(原健三郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長（原健三郎君） 中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）
異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法案（内閣提出）

和を、EPC方式によるものと見受けられ、
経済状況に配慮した上に、その財源もキャピタル
ゲイン課税等不公平な税制を是正して確保しようと
とするものであり、早期に完全に実施することを
国民にこたえるべきなのであります。したがいま
して、財源対策を口実に、あらゆる術策を講じて

○議長(原健三郎君) これより採決に入ります。
まず、日程第一につき採決いたします。

新大型間接税導入を図ろうとする政府・自民党の方針は直ちに撤回すべきであります。

〔賛成者起立〕
○議長(原健三郎君) 起立多數。よつて、本案は
委員長報告のとおり可決いたしました。
次に、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を
改正する法律案につき採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を

ると言われておりますが、それよりも高齢化社会における年金、医療、住宅、そして仕事といった国民が抱いている不安全感をなくすためのプランを明らかにすることが先決であり、高齢化社会の生活設計を可能ならしめる計画こそ示すべきであります。

○議長(原健三郎君) 起立多數。よつて、本案は
委員長報告のとおり可決いたしました。

○自見庄三郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

○議長(原健三郎君)　白見庄三郎君の動議に御異議はないませんか。

税金は、国民のあらゆる層に大きな影響を及ぼし、納税の義務を課すものとなり、国民の納得と信頼を前提にしなければなりません。現在の税論

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、日程は追加されました。

第二は、中小企業の海外直接投資に必要な資金を対象とする海外投資関係保険を創設すること。
第三は、中小企業の新たな事業の開拓に要する資金を対象とする新事業開拓保険を創設すること。

第二は、異分野中小企業者を組合員とする事業協同組合は、知識融合理開発事業計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることができる。第三は、計画の認定を受けた組合及び組合員等に対し、必要な資金の確保、新事業開拓保険の付保限度額等の特例、試験研究についての課税の特例、準備金制度の創設等の助成措置を講ずることと、第四は、計画の認定を受けた事業協同組合が知識融合開発事業を円滑に実施できるよう、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例を設けること等であります。

○濱田秀央君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、円高の進展等最近における経済環境の

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫
法の一部を改正する法律案及び同報告書
異分野中小企業者の知識の融合による新分野の
開拓の促進に関する臨時措置法案及び同報告
書

現在、最近の経済環境の変化に対応して、全国各地で事業分野を異にする中小企業者が協力して、それぞれの技術や経営に関する知識を融合させ、新たな製品やサービスを開発し新分野を開拓しようとする、いわゆる異分野中小企業者の融合申しあげます。

君。 小企業信用保険公團法の一部改正による新分野異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法案、右両案を一括して議題といたします。

に、同保険公庫の利益処理方法の政令委任等について定めること等であります。

官 報 (号 外)

○内閣総理大臣(竹下登君) 伊藤さんの御質問は、医療保険制度全般にわたるものでございますが、私に対する質問は、今年度予算の性格づけという形であったと思います。

内需主導型とともに、今日まで偏重化ばかりの政策をして財政改革を続けてまいりました。その財政改革は強力に推進しなければならぬ、それにははどうしても既存の制度、施策の根本的見直しということが必要になってくるわけであります。したがつて、経費の一層の節減合理化、このことにやはり力を注いでまいりました。しかし、国民生活全体

に配慮しなければなりませんので、財源の重點的、効率的配分には努めてきたところでござります。したがって、社会保障関係予算につきましても、それぞれきめ細かな重点的配慮をいたしておるところでございます。

なお、防衛関係費につきましては、厳しい財政事情におきまして、言ってみれば他の諸施策とのぎりぎりの調和点を求める、こういう考え方で経費を計上したものでございますので、これをし丁寧な軍拡予算だというようには私どもは考えておりません。

以上、私のお答えを申し上げ、残余のお答えは
関係大臣から申し上げます。(拍手)

○國務大臣 藤本英雄君登壇

國務大臣藤本英雄君登壇

國務大臣（藤本英雄君） まず、今回の改正案の位置づけでございますが、今回の改革は、低所得者問題や医療費の地域差問題等国保の不安定要因となつております構造問題につきまして、国と地方が共同して取り組む仕組みをつくることによる國保の安定化を図るものであり、給付と負担の公平化に向けての改革の一環としてこれを位置づけております。

なお、国保問題懇談会の報告におきましては、大方の意見は、国保制度の安定化のために現時点でも必要な措置について早急に改革に取り組むよう要望されたものと理解をいたしております。

次に、医療保険制度の一元化の前提条件に關する

まして、重要な点の御指摘をいただきました。さらには検討を深めるべき面もあると思います。

まず、給付と負担の公平化につきましては、現行の国民皆保険の基本を前提とし、段階的に改革を進める所存であります。医療保険制度の将来講

の影響額に対する補てん措置、さらには老人保健法改正の効果等が相まちまして国保財政の安定化が図られ、そのことが一般会計の繰り入れにも反映していくものと考えております。

次に、退職者医療制度創設に伴う財政影響につきましては、六十一年度までのいわゆる未措置分につきまして完全補てんしたところでござります。その後の影響につきましては、老人保健法の改正による効果から、二つ二四九の土木保険料

質問の第一は、地方交付税の用途についてでござりますけれども、今回の国保制度の見直しに伴い地方負担の増加額が生ずることとなるために、地方交付税の特例加算等により補てんすることといたしたものであり、地方交付税の算定においてその所要額を財政需要額として分配するものであります。また、各地方団体は、地方税収入等とともに一般財源としてその用途を制限しているものではないことを御理解をいただきたいところであります。

度である以上、国庫負担は給付費の二分の一が一つの限度と考えられることから、これを引き上げることは適当でないと考えております。
次に、安定化計画につきましては、市町村はレベル点検など、都道府県は療養取扱機関の指導など、それぞれの立場で医療費適正化対策を推進できる権限を持っております。また、例えば老人医療につきましては、ヘルス事業や在宅福祉等の対策を推進することにより医療費の適正化にも資するものと考へております。もとより、国におきましても、御指摘のあった診療報酬の合理化等の施策を積極的に推進する考え方ございまして、また、政管健保等他制度におきましても、地域的な医療費適正化対策を推進することとしておりますので、このような取り組みによりまして適正化がさらに進められるものと考へております。

次に、六十五年度以降の地方財政措置について述べますけれども、御指摘の地方負担の増加問題は、昭和六十三年度及び六十四年度の暫定的措置に伴うものであり、兩年度に限つて生ずるものと承知をいたしているところでございます。六十五年度以降については、医療保険制度の一元化の方策等の基本的問題とあわせて検討をすべきものであると考えております。

次に、国保への一般会計の繰り入れについてであります。が、国民健康保険事業は、原則として保険料及び国庫支出金により賄われるべきものとの認識をいたしております。しかしながら、増高する医療費等に対応するため、やむなく一般会計からその繰り入れが行われている現状等にもかんがみ、国保経営の安定化に資するため制度の見直しを行つたものと考えているところであります。

最後に、家庭医につきましてはござりますか
来年度、モデル事業を実施する等、家庭医機能の
普及定着のための方策を現在検討しておるわけで
ございます。また保健・医療・福祉サービスの有
効・適切な提供という面につきましては、特に高
齢者に着目して提供ができるよう六十二年度より市
町村に高齢者サービス調整チーム、これの設置が

最後に医療費の抑制について、まず国において総合的な対策を講ずることが必要と考へておりますが、その実施に当たっては、国、都道府県及び町村が協力して、より実効が上がるものと考へておるところであります。なお、政管健保等他の医療保険制度においても、地域的な医療費適正化の

國るなど措置を講じたところであります。以上でございます。(拍手)

取り組みが行われるものと認識をいたしております。

○國務大臣(梶山靜六君)　伊藤議員にお答えを申
〔國務大臣梶山靜六君登壇〕

以上です。(拍手)

し上げます。

○國務大臣(宮澤喜一君) このたびの国保制度の

官報(号外)

改革に伴いまして、地方の負担が生じることになります。保険基盤安定制度の実施並びに高齢医療費共同事業の拡充、この二つの措置は、昭和六十三年度及び六十四年度の措置とされておりまして、六十五年度におきましてはその見直しを行なうこととされております。したがいまして、六十五年度以降の地方財政につきましては、この改正、改革がどのように六十五年度以降なりますか、それに係るものでございますので、それを待ちまして地方財政措置を定めていかなければならぬと思つております。

次に、退職者医療制度の創設についてお尋ねがございましたが、この創設に際しまして、加入者数を予測いたしました予測と実際との乖離がございましたことは事実であります。それで国保の財政に影響を与えたました。これにつきましては、昭和六十二年度の補正予算におきまして一千八億円を計上いたしまして国保特別交付金といいました。これでこの乖離に伴います影響額につきましては完全に補てんをいたしたところでございました。

なお、昭和六十二年一月の老人保健制度の改正に加えまして、今回御提案申し上げております国保制度の見直しによりまして、国保の運営の安定化が図られるものと考えられますので、今後国庫負担率を引き上げることは適当でないと考えております。(拍手)

○議長(原健三郎君) 吉井光昭君。

[議長退席、副議長着席]

○吉井光昭君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま趣旨説明のありました国民健康保険法の一部を改正する法律案に対し、竹下総理を初め関係各大臣に質問をいたします。

先日、六十二年版の厚生白書が発表されました。この白書によりますと、日本の社会保障制度が二十一世紀に向かつて大きな転換期を迎えており、今までのような欧米諸国水準への追いつけ

追い越せのいわゆるキャッチアップ型から、国民のニーズに積極的に対応する生活の質の向上、すなわちクリティード・オブ・ライフ型への必要性、そして医療保険制度について一元化論の中で、二十一世紀の本格的な高齢化社会に向かって、医療保険システムの長期的安定化と給付と負担の不均衡是正を前提に、国保制度の見直しを中心とした医療保険制度の改革を推進すると主張しているのであります。

そこで、總理にお伺いをいたします。

昭和五十八年の老人保健制度の創設が始まり、同五十九年に健康保険法の改正、さらに同六十年に老人保健制度の改革等、一連の法改正と制度改革が給付と負担の公平化の名のもとに実施されてしまりましたが、私の見るところ、これらはいずれも増大し続ける老人医療費をいかに抑制するか、また国庫負担をいかに軽減させるか、そして、連帯と自助努力の名による制度間の財政調整と個人の負担強化に帰趨させるものであったと言わざるを得ません。まさに、老人医療など保険制度から国庫を撤退させ、医療費抑制だけがねらいの改革以外の何物でもないと言つても過言ではないと考えます。このようなことで、国民全体に良質の医療ができるだけ安くという医療保険制度本来の役割と使命が全うできるのでありますよ。

ますます深刻かつ重大な局面に遭遇する老人医療の将来を思うとき、二十一世紀へ向けて医療保険制度に対する国の、政府の責任と役割をどのように認識し、担つていく考え方なのか、今こそ国民の前に明確にすべきであると考えますが、御所見を伺いたいのであります。

また、政府の医療費の政策目標として、從来、所得の伸びの範囲に抑えるということでありましたが、五十八年、五十九年は範囲内にとどまつたものの、六十年以降は大幅に所得の伸びを上回る必要があります。この点について自治、厚生両大臣の御所見を承りたいのであります。

次に、医療費地域対策について伺います。

いわゆる基準医療費の二割を超える部分について、保険料と国、地方で折半負担するという趣旨であります。しかし、これは、国は単に口を差し挟むだけではなく、地方の経営努力に具体的に協力、参画すべきではありませんか。例えば、地域医療計画、診療報酬改定など、ほとんど國の決定権にまつものが多くの一方的に地方自治体に押しつけることには問題があります。したがって、その実施に当たっては、國は相当分の国庫負担をすべきが当然ではないでしょうか。また、改革案は、運用面において不透明な部分が多分に見受けられるのでありま

るを得ません。まさに、老人医療など保険制度から国庫を撤退させ、医療費抑制だけがねらいの改革以外の何物でもないと言つても過言ではないと考えます。このようなことで、国民全体に良質の医療ができるだけ安くという医療保険制度本来の役割と使命が全うできるのでありますよ。

次に、地方財政への影響について伺います。

六十三年度財源補てんは、十分でないにしても、この点について自治、厚生両大臣の御答弁をいただきたいのであります。

ならば、六十五年度に予定されている老人保健の加入者割合率の引き上げなど見直しの際に行なえば事足りるのではないか。何ゆえ今回の改正の中で老人保健拠出金に係る国庫負担のみの見直しを行わねばならないのか、厚生大臣に御説明をいただきたいのであります。

眞の意味の医療費適正化の処方せんは、現行保険制度に予防給付の導入を図るとともに、老人数の増加、成人病増加、疾病構造の変化等諸要因の究明と、さらには医療技術の急速な進歩と高度化に対応し得るよう制度の見直しが必要でありま

〔國務大臣藤本孝雄君登壇〕
○國務大臣(藤本孝雄君) 医療保険の一元化につきましては、これまでも給付と負担の公平化に向けて逐次改革を実施してきたところであります。また、今回の国保制度の改正は、給付と負担の公正二回にこまねなるものであります。

六十三年度の国民医療費は十九兆円に達すると推計されており、対前年度伸び率は国民所得の伸び率を上回る五・二%増であります。この医療費増加の理由について、厚生省の分析結果によりますと、その一つに、医療技術の急速な進歩による医療の高度化が挙げられています。すなわち、高

リーワーの量の拡大と質の向上がこれから社会保険制度の重要な課題であり、その整備改革が急務であるとの指摘があります。全く同感であります。私は、かねて年金制度、医療保険制度の整備も、高齢化社会においては極めて重要な問題であるとは

への指導監督の強化等が世論として強く指摘されているところであります。これらを放置して医療制度の適正化はあり得ません。医療給付内容の適正化と改善こそが制度建て直しの基本的施策であり、国民の保険制度への信頼を回復するかぎりであります。

の帰趣を見きわめながら、現行の国民皆保険体制の基本を前提に原則八割程度の給付水準となるよう、給付と負担の公平化に向けて段階的に改革を進めてまいる所存であります。

極な医療機器の開発と普及がどんどん医療費を押し上げているということであります。もしそうであるならば、このたびの高額医療費共同事業の強化拡充策としての国、地方分合させて二百億円の助成で妥当と言えるのでありますよ。つまり、交付の基準となる限度額約百万円の国保が、健保の約八十万円並みに引き上げ、対象拡大されるのでしようか。また、二百億円の助成金のうち、国の負担が一割というのは、政府の公言する国と地方が一体となって取り組むという精神にもとどまるのではないか。厚生大臣の御所見を承りたいのであります。

思つて いますが、それ以上に二十一世紀の福祉行政の重要な課題は介護問題に尽きると考えていましたからであります。保健施設事業も介護サービスも、国保被保険者の健康増進と社会参加に重要な役割を果たすものであります。御提案の国保の医療費抑制策も全く否定するものではありませんが、疾病予防にまさる国民の健康保障と保険財政の健全化への有効な手段ではありません。そのような視点からも保健施設事業は重要であります。また、それが結果として医療費の軽減に連動するものと確信をしております。しかしながら、国保の保健施設事業は、被用者保険と比較するとき、必ず日本によっておこなわれるこには日本できません。

○内閣総理大臣(竹下登)　私は、この問題は、
医療保険制度に対する國の基本的な責任や、いか
に、こうしたことであるらうと思います。

高齢化社会の到来に備えまして、現在の皆保険
体制を堅持しつつ、その上で給付と負担の公平化
を図っていく、それで国民が安心して医療を受け
られる、こういう安定的な制度とすることが今日ま
でいろいろ苦心したところであり、この安定的
な制度とすることそのものが政府としての基本方
針である、このよう理解いたどきたいと思いま
す。厚生大臣の御決意を承って、私の質問を終
ります。(拍手)

の確保の問題でございますが、従来から僻地中高年層の確保の問題でござりますが、従来から僻地中高年層の確保の問題でござりますが、いまだ無医地区と言われる地域が残されております。このため、昭和六十一年度から第六次の僻地保健医療計画を定め、僻地医療の推進を図っているところであります。

次に、地方財政措置につきましては、今回の改正に伴いまして新たな地方負担が生じておりますが、六十三年度におきまして所要の財源措置を講じ、地方財政の運営に支障がないよう措置する」といたしております。また、六十四年度におきましても、同様の措置を講じてまいりたいと考

次に、老人保健拠出金に関する国庫負担の問題についてであります。

事業内容に大きな相違があるなどといふことはございません。たゞ、教育、健診、健康相談、政管健保、いすれも健康積極的に保健施設事業に取り組んでいることは御承知のとおりであります。今後、国保被保険者の高齢化が進むことから、このままでは医療費の増大は必至であり、被保険者の疾病予防と健康確保のため、保健施設事業の有効な確立と推進が急務であると考えます。この保健施設事業の拡充整備について自治、厚生両大臣の決意を承りたいのであります。

終わりに、医療費の適正化対策について伺います。

次の問題は、国民医療費の規模についてさまざま
な議論があることは事実でございます。その目標について絶えず検討する必要がございます。
かし当面は、医療費の伸びを国民所得の伸び程度
とする政策目標のもとで、これまで以上に医療費
適正化のための諸施策を進めますとともに、あわせて良質で効率的な医療を確保するための医療シ
ステムの効率化、合理化、これを進めてまいる考
え方でございます。

一元化問題等につきましては、担当大臣から申
す。

ておられます。
また、地方財政措置の具体的な方法につきましては、不交付団体に対する調整債による財政措置はこれまでも行われてきているものでございまして、問題はないものと承知しております。また、今回の改正は、国保の安定化を図るために国と地方が一体となって、制度の不安定要因となっており、問題に取り組むその仕組みをつくるとするところでございます。これにつきまして、単に国庫負担という形で対応することでは解決が困難であると考えております。

す

（付）
〔國務大臣藤本孝雄君登壇
し道へす〕

〔國務大臣藤本孝雄君登壇

○國務大臣（藤本孝雄君）　医療保険

○國務大臣（藤本孝雄君）
〔國務大臣藤本孝雄君登壇〕
医療保険の一元化につ
て述べ、手を挙げて答へる。

次に、低所得者対策についてでございますが、低所得者の加入割合が高いことが国保財政の不安定要因となっておりますために、他制度に比べて高率の国庫補助を行っているわけでございます。さらに、保険料軽減相当額に着目した新たな補助制度を設けることにより、この問題に対処できるものと考えております。

次に、医療費の地域差対策についてであります。が、今回の改正案におきまして、高医療費市町村における適正化が推進されるよう國は必要な助言指導等を行うこととなっております。厚生省といつしましても積極的に取り組んでまいる所存であります。なお、高医療費市町村の指定基準等政策委任事項の具体的な内容につきましては、現在検討を進めているところであります。が、基本的に年齢構成のほか災害等の特別の事情を考慮してもなお医療費水準が著しく高い市町村を指定することを考えております。

次に、高額医療費共同事業の強化拡充でございますが、御指摘のように交付基準額八十万円を目標とするようお願いし、ほとんどの都道府県で既に所要の予算措置を講じることとしていただいているところであります。なお、高額医療費につきましても、給付費の二分の一につきましては国庫補助が行われているところでございまして、今回の国庫補助十億円は、新たに共同事業の事務費等についての補助を行うものであります。

次に、老人保健提出金にかかる国庫負担についてでございますが、今般の制度改正全体を通じまして国保の財政体質が改善されることを踏まえ、国保財政への影響にも配慮しつつ、老人保健提出金にかかる特例的に高い国庫負担率を調整するものでございます。なお、今回の措置は、六十三、六十四年度、二年度の措置でございまして、いずれにいたしましても、六十五年度においては改めて見直しを行うことといたしております。

次に、保健施設事業の拡充整備でございます

が、まさしく御指摘のとおりでございまして、保健施設事業は疾病の予防や健康増進のため大変重要なとあるとの認識をいたしております。このため、市町村保険者に対しまして、より適切な事業を実施するよう指導するとともに、国庫負担の配分におきましても、ヘルス・バイオニアタウン事業を始め各種の保健施設事業への補助に努めている所存でございます。

最後に、医療費の適正化でございますが、レセプト審査の充実や指導監査の強化などの医療費適正化対策を今後とも一層強力に推進していくたいと考えております。また、予防対策につきましても、健康診断を初め保健施設事業の一層の充実を図つてまいる所存であります。(拍手)

○國務大臣(梶山静六君登壇) 吉井議員にお答えを申しあげます。

まず第一に、受診機会の不公平は是正についてであります。が、ただいま厚生大臣からもお答えがありましたとおり、過疎地等においてはなお医師不足の地域があり、これは正が地域医療を確保する上で重要な課題でございます。自治省としては、自治医大の卒業生の活用のほか、関係省庁、自治病院協議会等とも協議しながら、地域医療において不足する医師の確保に努めてきたところであります。今後とも一層努力をいたしてまいります。

次に、老人保健提出金にかかる国庫負担についてでございますが、今般の制度改正全体を通じまして国保の財政体質が改善されることを踏まえ、国保財政への影響にも配慮しつつ、老人保健提出金にかかる特例的に高い国庫負担率を調整するものでございます。なお、今回の措置は、六十四年度、二年度の措置でございまして、いざにいたしましても、六十五年度においては改めて見直しを行うことといたしております。

次に、保健施設事業の拡充整備でございますが、基本的には保健施設事業につ

とと考えておる次第であります。

また、不交付団体については、交付税の基準財政需要額への算入措置を講じても現実には財源の増加とはならないことから、必要に応じ調整債を発行することにより、財政運営に支障のないよう

に処置することいたしております。なお、将来とも不交付団体となる団体にとっては、調整債の償還費に対する交付税措置も現実の財源の増加にならないが、現状の地方税収入の動向等にかんがみ、これによって不交付団体の財政運営に支障を与えるものではないと思料され、やむを得ないものと認識をいたしております。現実に支障を生ずる事態が招来すれば適切に対処をしてまいる所存であります。

(拍手)

○國務大臣(宮澤喜一君登壇)

國庫負担がどのような役割を担うべきかというお尋ねでございましたが、もともと保険制度でございましてから、本来は保険料が中心的な財源になるべきものであるうと考えます。しかし、例えば国

民健康保険のよう、事業主の負担というものはございません、被保険者は比較的所得が低いということになりますと、これはもう制度を安定的に運営する必要から医療給付費の二分の一という極めて高い国庫負担が行われておるのは御承知のとおりでございます。でございますから、なかなか一概に論じられませんで、やはり各制度の趣旨や実態に即して国庫負担の仕方を対応して考えるべきものであらうかと思います。

それから、地方財政の問題でございましたが、同じような制度が続きますので、特段の事情の変更がございません限り、やはり六十三年度と同様に伴いまして財政措置をいたしたわけでございますが、六十四年度でございますが、六十四年度も同じような制度が続きますので、特段の事情の変更がございません限り、やはり六十三年度と同様の地方財政措置を講ずることになるだろうと思つております。六十五年度以降は、これは制度が見直されますので、それに即しましてまた考えなければならぬと思います。

最後に、このたびの改革に伴います六十三年度の地方負担増加額について、地方財政措置を行なうなど全額財源措置を講ずることと特例措置を行なうなど全額財源措置を講ずることといたしておりまして、地方財政に支障を生じませんように最大限の配慮を行つておるところでござります。(拍手)

○副議長(多賀谷真総君) 小渕正義君。

[小渕正義君登壇]

○小渕正義君 私は、民社党・民主連合を代表して、ただいま議題となりました国民健康保険法の一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に質問を行うものであります。

総理、総理の考へる福祉とは一体何でありますか。政府・自民党は、これまで財政再建の名のもとに一方的に福祉の後退、福祉予算の削減を続けてまいりました。昭和五十九年の健保法の本人給付率の削減、六十年の児童手当の支給期間短縮と児童扶養手当の支給制限、六十一年の老人保健法の改悪などであります。そして、六十三年度予算案においても、厚生金の国庫負担繰り入れの三千六百億円、政管健保の国庫補助繰り入れの減額特例六百五十億円、国民年金の国庫負担平準化六百一億円が提案されていることは、極めて遺憾であると言わなければなりません。

福祉政策は、そもそも人間の生存と生活の安全という人間の生死にかかる基礎的ニーズの充足から始まる政策であり、ゆとりのあるときのぜいたく品ではありません。これらの経費を財政再建のために一貫して削減し続けておきながら、今度は高齢化社会における福祉財源の確保を新型間接税導入の名目に利用しようとする。一体政府の福祉政策に理念があるのか、疑わざるを得ないのであります。もしあるとすれば、それは福祉とは財政や家計にゆとりのあるときのみ進めるべきものであり、福祉は恩恵的に与えるものであり、福祉政策の恩恵を受ける者を差別的に扱うという前会の如き我が国の高齢化社会は、これまで世界のどの国も体験したことのないものであるだけに、今からそのるべき姿を念頭に置きつつ諸般の施策を講じていなければ、活力ある明るい社会とすることはできません。政府が昭和六十一年

六月に閣議決定した長寿社会対策大綱は、各省庁の施策を高齢化の視点から抽出したにとどまり、実現に当たってのプログラムもまた各施策の関連もない極めて粗雑なものであり、このままこの状態を放置すれば、国民の老後不安の増大を招き、高齢者福祉の恩恵を受ける者と受けない者の格差が拡大し、財政負担も膨大なものとならざるを得ません。

政府は、国民に負担増を求める前に、福祉の将来ビジョン、各省庁の施策の体系化、効率化、財政需要、国民負担のあり方などを明確にし、その実現のための年次別施策を具体的に示した高齢者福祉計画をまず策定すべきであり、その実施に当たりての財源を生み出すために、不公平税制の是正、行政改革の徹底などの努力を行うことなしに新型間接税の導入を國ろうとすることは、到底国

民の理解を得られないのじやないかと考えます。が、これらの点についての総理の御見解はいかがでありますでしょうか。

また、一部で導入が主張されている福祉目的税について、一、福祉目的税は、財政の硬直化と社会保障関係費の浪費的膨張を招き、各種の政策プログラム間への財政資金の効率的な配分を阻害する、二、目的税は、特定の公共サービスの受益者あるいは原因者にその費用を負担させようとするものであるから、社会保障の財源にはふさわしくない、三、新税の使途を社会保障あるいは年金に限定してしまえば、財政再建のため必要な巨額の財源を確保できなくなる、四、社会保障の財源は、分配の平準化に寄与する累進所得税に依存す

べきである、などの強力な反対論がありますが、あわせてこれについての総理の御見解を承りたいのであります。

厚生省がまとめた昭和六十三年度の国民医療費推計によれば、六十三年度の国民医療費は十九兆円の大台に迫る十八兆九千六百億円にも上ると見込まれており、医療費の適正化対策は大きな課題でもあります。そのためには、不正請求や過剰請

求の是正を進めるとともに、基本的には、早期発見、早期治療、そして、速やかな社会復帰が図られるよう、予防からハビリテーションに至る総合的な保健医療対策を講ずることが不可欠であります。これらの施策を今後具体的にどのように実行に移される方針なのか。また、総理は、今国会の施政方針演説において、「国民一人一人が健

やかに生きがいを持つて安心して暮らすことがであります。が、健康づくり対策を推進する」と述べておられます。が、健康づくりに関する具体策を示していただきたいのであります。

厚生省推計による六十三年度の国民医療費は、対前年度比五・二%増であるのに対し、国民所得の伸び率は四・六%増と見込まれていることから、国民医療費の伸び率を国民所得の伸びの範囲内で抑えるという政府の政策目標は、これまで三年連続達成できないことになります。医療費膨張の歯止めとなるとともに、保険料を抑制しようとするその意図は理解できるにしても、景気変動の影響を大きく受けた国民所得と、人口の高齢化や医療技術の高度化等の影響を受ける医療費の伸びとも同列で考えることに無理があり、これを政策目標として設定すること自体が合理的とは言えないと考えるのです。(拍手)

厚生大臣の御見解をお伺いいたします。厚生大臣の御見解をお伺いいたします。

提案された四項目のうち三項目が二年一度限りの措置であることを見ても明らかであります。医療保険制度の一元化の時期と姿を明らかにした上で国保の位置づけを明確にすべきであるにもかかわらず、国保の将来ビジョンを明らかにせぬままに

小手先の制度いじりを行なうことは、舟をこぎ出しから行き先を決めるというに等しく、責任ある行政の姿勢とは言えないと思うのであります。

厚生大臣の御見解をお伺いいたしました。

制度改革は国民の立場に立って行わなければなりません。財政面にのみ目を向け、国民の負担能力を考慮に入れないようなことがあってはならないのです。医療費の増大に伴って国保の保険料は年々増加し、その伸び率は所得の伸びを上回っております。当然のことながら医療費の一部負担も急激に上昇しているのです。政府が大幅減税の必要性を認めるのならば、保険料負担の軽減にも努めるべきですが、一体この改正で六十三年度は国保の保険料の引き上げも行ななくて済むのかどうか、お聞かせいただきたいのであります。

今回の国保改正案も、医療費の増大を背景に、国保事業の運営の安定化を図るために提出したとの趣旨説明がありました。六十一年度決算によれば、全国三千二百七十市町村の一〇%強に当たる三百三十七市町村が赤字を出し、その総額は初めて一千億円を突破し、史上最悪の一千二百四十五億円に達しております。我が党は、国保について

は、市町村が経営主体となっていること、低所得層が大半を占めることなどによる財政の不安定化を防ぐため国、都道府県、市町村が一体となって取り組む体制ができたとのことであります。

最後に、自治大臣にお伺いいたします。

今回の改革で、都道府県が新たに財政負担し、国保運営にかかる仕組みができたほか、医療費適正化のため国、都道府県、市町村が一体となって補てんすることになつております。が、これは六十四年度以降も行われ

る恒久的な措置と理解してよいのか。また、都道府県はどのような権限と責任に基づき国保運営にかかわっていくことになるのか。さらに、多くの市町村は、国保経営安定化のため経営主体を都道府県に移譲すべきだとの意見を持っておりますが、この件についての自治大臣の明確なる御答弁を期待いたしまして、私の質問を終わります。

內閣總理大臣以下登君登壇

○内閣總理大臣(竹下登君) 私に対する御質問の第一は、いわゆる福祉觀の問題でござります。私は、かねてから、人々それぞれ能力、適性に応じ生き生きとして働く場所があるそして、疾病その他によつて、その意思あるなしいかんにかかわらず、そうしたことにしてできない方々が安定した生活を送るために、そういう社会を構築したいものだと思っております。したがつて、私は、社会保障というものを考えましたときに、生存と安定といふ言葉もございました、決して恩恵的なものであつてはならないといふふうに考えておるところであります。

さて次に、高齢者福祉計画の策定の問題であります。

次は、税制問題に触れての御質疑でございまして。
そもそも税制改革問題がこのようになりましたのは、やはりいわゆる公平確保という観点から国民の間に盛り上がってきた税制改革への雰囲気と、いうふうに私は理解をいたしておりますところであります。したがって、いわゆる不公平感をなくして、所得、消費、資産等の間で均衡のとれた税体系を構築しなければならぬというので、一方政府税調にお願いすると同時に、国会でも活発な議論をしてまいりたいとしておるところであります。そうしてまた一方、財政が決して今よくなつたと言える状況ではありません。いわゆる財政改革、なかなか行政改革等を推進して、その対応力の回復を図つていく、このことは大事なことであると私は思っております。そこで、その意味においては、既存の制度、施策に対しても手を入れるということが必要になつてくるわけでありましょう。
ただ、福祉目的税についての御意見もございました。確かに福祉目的税を検討すべしという議論があつておることは事実でござりますが、いかがであります。

さらに、健康づくり対策の具体策を示せといふことがございました。
健康診査などのヘルス事業を推進しますとともに、食生活の改善あるいは運動習慣の普及等に努めまして、栄養、運動、休養、この調和のとれたライフスタイルの確立を図つてしまいたいと思します。特に本年から健康福祉祭を開催するというような計画が持たれたのもその一つでございきます。
それから、国民医療費の伸びについての問題でございますが、確かに国民の負担と裏腹をなすものでありますから、負担面の観点も必要でござります。国民医療費につきましては、国民の負担を念頭に置いて、支出面からその伸びの目標を設定してまいりつておるところであります。国民医療費の規模についていろいろな議論がございますが、この目標自体については絶えず検討すべき必要があると思います。しかしながら、当面は医療費の伸びを国民所得の伸びと程度とする政策目標のもとで、国民の医療費負担が過大なものとならないよう、諸施策を進めてまいる考え方であります。

制度の安定を図り、一元化に向けての条件整備をしようとするものでございまして、給付と負担の公平化に向けての改革の一環として位置づけられるものでございます。国保の給付と負担のあり方につきましては、医療保険制度全体の中で今後さらに検討することいたしております。現在、社会保障制度審議会におきまして、国保制度の長期的安定方策につきまして大所高所から幅広く御検討いただく述べておられます。

最後に、国保の保険料についてでございますが、医療費も増加をしております。これに見合つた保険料収入の確保を図る必要があるものと考えておりますが、今回の改正全体を通じまして、改正がなかつた場合に比べ六十三年度では二百四十四億円、一世帯当たり約千七百円の保険料軽減効果が生ずるものと見込んでおります。

以上でございます。(拍手)

○國務大臣(梶山静六君) 小渕議員にお答えを申上げます。

まず、六十四年度以降の地方財政措置について

(国務大臣梶山静六君登壇)

ますが、貴党におきまして、かねてから、日本の長寿社会対策大綱のポイントというのは少なくとも数字的な裏づけとか将来展望とかが足りないではないか、こういう御批判をいただき、一方、高齢者福祉計画という御提言も賜つておることは、私も十分承知しております。したがつて、高齢者福祉計画の策定という問題に先立つて大綱をつくるつておりますのは、要するに雇用・所得保障、それから健康・福祉、学習・社会参加、住宅・生活環境及び研究開発の推進、これを基本といたしまして、さらに経済社会情勢の変化に適切に対応するためのフォローアップを毎年していくということになつておるわけであります。これからも御鞭撻を受けながら、フォローアップの実施等をして、重点的・効率的・総合的な政策を推進していくことになつておるわけであります。

次は、税制問題に触れての御質疑でございまして。そもそも税制改革問題がこのようになりますのは、やはりいわゆる公平確保という観点から国民の間に盛り上がってきた税制改革への賛同感と、いうふうに私は理解をいたしておりますところであります。したがって、いわゆる不公平感をなくして、所得、消費、資産等の間で均衡のとれた税体系を構築しなければならぬというので、一方政府税調にお願いすると同時に、国会でも活発な議論をいただいているところであります。そうしてまた一方、財政が決して今よくなつたと言える状況ではありません。いわゆる財政改革、なかなか行政改革等を推進して、その対応力の回復を図っていく、このことは大事なことであると私は思っております。そこで、その意味においては、既存の制度、施策に対してメスを入れるということが必要になつてくるわけでありましょう。

ただ、福祉目的税についての御意見もございました。確かに福祉目的税を検討すべきという議論があつておることは事実でございますが、しかし、税というものは基本的には特定の用途、目的に拘束すべきものではなく、政策の優先順位に従つて歳出でいわゆる予算というものは講じらるべきものであるというのが、これが原則論でございます。したがつて、今おっしゃいましたように、目的税は資源の適正な配分をゆがめる、あるいは財政の硬直化を招く、こういう御指摘があることは事実でございますので、これは税制改革全体の問題として今後幅広く御意見をちょうだいする問題であつて、まず初めに目的税ありきという考え方には立つておりません。

さらに、健康づくり対策の具体策を示せといふことがございました。

健康診査などのヘルス事業を推進しますとともに、食生活の改善あるいは運動習慣の普及等に努めまして、栄養、運動、休養、この調和のとれたライフスタイルの確立を図つてしまいたいと思います。特に本年から健康福祉祭を開催するというような計画が持たれたのもその一つでございます。

それから、国民医療費の伸びについての問題でございますが、確かに国民の負担と裏腹をなすものでありますから、負担面の観点も必要でござります。国民医療費につきましては、国民の負担を念頭に置いて、支出面からその伸びの目標を設定してまいっておるところであります。国民医療費の規模についていろいろな議論がございますが、この目標自体については絶えず検討すべき必要があると思います。しかしながら、当面は医療費の伸びを国民所得の伸び程度とする政策目標のもとで、国民の医療費負担が過大なものとならないようには諸施策を進めてまいりたいと考えてあります。

なお、国民負担率にもお触れになりました。受益と負担のあり方、これに関する問題は、最終的には政策選択の問題に帰するであろう、このように考えております。(拍手)

制度の安定を図り、一元化に向けての条件整備をしようとするものでございまして、給付と負担の公平化に向けての改革の一環として位置づけられるものでございます。国保の給付と負担のあり方につきましては、医療保険制度全体の中で今後さらに検討することいたしております。現在、社会保障制度審議会におきまして、国保制度の長期的安定方策につきまして大所高所から幅広く御検討いただくことにいたしております。

最後に、国保の保険料についてでございますが、医療費も増加をしております。これに見合つた保険料収入の確保を図る必要があるものと考えておりますが、今回の改正全体を通じまして、改正がなかった場合に比べ六十三年度では二百四十五億円、一世帯当たり約千七百円の保険料軽減効果が生ずるものと見込んでおります。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣梶山静六君登壇〕

○國務大臣(梶山静六君) 小渕議員にお答えを申し上げます。

まず、六十四年度以降の地方財政措置についてであります。今回、この制度の見直しは六十三、六十四年度の二年間の暫定措置でございまして、六十三年度のみならず六十四年度においても地方負担の増加額が生ずることとなるが、これについても地方財政の運営に支障がないよう所要の地方財政措置を講じてまいる所存でございます。六十五年度以降はまた別個の問題でございますので、協議をいたしたいと思います。

次に、国保運営への都道府県のかかわりについてでありますが、都道府県は今回の国保制度の見直しにおいて、国保に対し国と同様な立場で関与するのではなく、国保の安定のための条件整備に協力することとしたものであると認識をいたしております。また、医療費の適正化については、国民健康保険法等において都道府県知事に医療取扱機関等に対する指導、検査などが機関委任されているが、今回の見直しにおいては、こうした從来

昭和六十三年三月二十一日 衆議院会議録第九号

国民健康保険法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する小糸正義君の質疑

からの権限を含め適正化に協力してもらうこととなるものと承知をいたしております。

最後に、国保の経営主体でございますが、国民健康保険の保険者を都道府県とすることにつきましては、被保険者の把握や保険料の賦課は市町村でなければ適正に行われないこと、それから市町村が事業主体である老人保健法のヘルス事業等との一体的実施を図る必要があることなどから、適切ではないと考えておりますが、関連が深いことでもございますので、将来には相互に考慮すべきことと思考をいたしております。

以上です。(拍手)

○副議長(多賀谷真穂君) 浦井洋君。

[浦井洋君登壇]

○浦井洋君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、国民健康保険法一部改正案について、総理並びに関係閣僚に質問をするものであります。

そもそも国民皆保険の根幹をなす国保は、事業主負担がなく、低所得者世帯が集中しているのが特徴であり、このため国保事業に対しては国が全責任を持ち、費用も国庫負担として財政的責任を果たすことによって成り立ってきた制度であります。この国民健康保険制度が今絶縁の危機にさらされています。一九八四年から三年間に全国の九七・四%の自治体で四割近い驚くべき保険料引き上げが行われ、負担能力をはるかに超える保険料を強いられているところが少なくありません。保険料を払えない世帯に対し、政府は保険証を交付しないという非人道的措置を自治体にとらしています。中曾根前内閣は臨時行革の名のもとで、軍拡のために福祉、教育を容赦なく切り捨ててきたのであります。国民がせつから取った老人医療費無料制度を覆し、本人一割負担を戦後初めて導入する健康保険法の抜本的改悪、さらに退職者医療

制度の創設など、医療保険制度の改悪に次ぐ改悪を強行し、そのときもさくさくと紛れて国保に対する国庫負担を大幅に切り下げるのです。まさにこのことが今日の国保の財政危機を招いた真の原因であります。

総理、あなたは、この臨時行革で自民党や政府の要職にあって、その遂行に重要な役割を果たしましたが、国民の命を守るべき国保の危機を招いた責任をどう感じておられるのか、まずお聞きをしたい。(拍手)

憲法二十五条や国民健康保険法の基本理念に照らすならば、今政府のなすべきことは、国保に対する国庫負担を大幅にふやし、国保を充実強化させることであります。ところが、竹下内閣の社会方自治体や住民に転嫁しているのが主な内容であります。だから、本改正案は、国保制度の根幹にかかる大改悪と言わなければなりません。総理の言う「公平で安定した社会保障制度の確立」とは、自分の命は自分で守るべきであると言つて、国保に対する国の責任を放棄するということになります。総理の見解をお聞きをしたい。

次に、国保及び医療保険制度の将来展望について質問をいたします。

政府が、昭和六十五年以降に予定しておる医療保険制度の一元化のねらいは、年間三兆円近くに上る医療保険への国の支出を限りなく少なくするためのものであります。そのため、健保本人の二割負担など自己負担の強化、財政調整と称しますが、これが行なわれるところが少くありません。保険料を払えない世帯に対し、政府は保険証を交付しないという非人道的措置を自治体にとらしていなかったため、病人が必要な医療を受けられず亡くなるという痛ましい事件さえ各地で発生してしまいます。なぜこのような事態が起ころのでしようか。

中曾根前内閣は臨時行革の名のもとで、軍拡のために福祉、教育を容赦なく切り捨ててきたのであります。国民がせつから取った老人医療費無料制度を覆し、本人一割負担を戦後初めて導入する健康保険法の抜本的改悪、さらに退職者医療

制度を再び持ち出してくることはないのか、国民は強い懸念を抱いております。総理並びに厚生大臣の明確な答弁を求めるものであります。(拍手)

さて、国民健康保険法改正案について具体的に質問をいたします。

第一は、保険基盤安定のためと称して、低所得者に対する保険料軽減分に新たに都道府県及び市町村の負担を法定化することについてであります。

第二は、医療費削減の強制により医療内容の低下を強いることになる医療費適正化システムについてであります。

医療費の地域格差は、それぞれの地域の住民が置かれた条件の違いから生じたもので、この違いを考慮せずに、ただ医療費が高いというだけで一律に締めつけを行つては、まともな医療はできません。もしこの制度が実施されるならば、都道府県や市町村は、ペナルティーを避けるため、平均一百万円以下の世帯が実に七二・三%を占めているため、抜本的な低所得者対策が求められています。現在の国保料減額制度は、その適用条件が厳しく過ぎて、六割の減額を受けられるのは一ヵ月の所得が二万三千円余りという無収入に近い世帯に限られています。真に低所得者対策を考えるならば、もっと多くの世帯が救済されるよう適用基準を改善し、減額幅も拡大すべきであります。從来、国保の基本的性格から減額分の費用は全額国が負担してきました。ところが、臨時行革で国の負担を八割にし、さらに今回は地方に新たな負担が負わせる一方、国の負担は五割にまで引き下げようとしているのです。これは断じて許せるものではありません。国が全額負担する本来の姿に戻し、国保料減額制度を必要とする低所得世帯の人々が利用しやすいようになります。

第三は、老人保健に対する国保拠出金の国庫負担を大幅に削減しようとしていることについてであります。

保険料を初め自治体からの一般会計への繰り入れ、被用者保険からの繰り入れなど押しなべて増加している中で、ひとり国庫負担のみを減額するのには余りにも筋の通らない話ではありませんか。

厚生大臣の見解を求めます。

第四にお聞きしたいのは、制度改革に伴う地方負担の問題であります。

昭和六十三年度、都道府県が四百四十億円、市町村が二百五十億円、合わせて六百九十億円の新たな地方負担が課せられることになります。

政府は、自治体負担の導入で一世帯当たり千七百円保険料負担は軽くなると宣伝していますが、果たしてそう断言できるのですか。現在、地方自治体が独自で一般会計から国保へ繰り入れている額が二千二百六十七億円にも上っており、国保財政はこれによつて辛うじて破綻を免れているのです。

すべての国保加入者に保険証が渡るようになります。すべての国保加入者に保険証が渡るようになります。

ために、保険証を交付しない制裁措置の条項を

○朗読を省略した講義の報告

出席政府委員
國務大臣 伊藤宗一郎君
國務大臣 小渕 恵三君
厚生省保險局長 下村 健君
自治省財政局長 津田 正君

(政府委員任命)
一、去る十一日、竹下内閣総理大臣から原議長あ
て、十一日議長において承認した森田雄二外一
名を、同日第百十二回国会政府委員に任命し
た旨口頭を賜へ。

（要求書受領）
一、去る十五日、内閣を經由して厚生大臣藤本孝雄君から、老人保健法等の一部を改正する法律附則第十三条の規定に基づく老人保健施設の運営等に関する基本的事項に関する報告書を受領した。

一、今二十二日、内閣から、原子力委員会委員に中江要介君を任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十二日、内閣から、宇宙開発委員会委員に齊藤成文君を任命したいので、宇宙開発委員会設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十二日、内閣から、日本銀行政策委員会委員に小尾知愛君を任命したいので、日本銀行政策委員会設置法第十三条ノ四第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(政界要聞抄録)
一、去る十一日、原議長は、竹下内閣総理大臣臣下し出の次の者を、第百十二回国会政府委員に任命することを承認した。

警察廳長官官房長
森田 雄一
警察廳長官官房審議官
浅野信二

年三月二十二日 衆議院會議錄第十九

朗読を省略した議長の報告

記		異動前		官職名		氏名		異動後		官職名		年月日	
（政府委員退任）		警察廳長		官房廳長		小池 康雄		警察廳警務局付		昭和三・二		警察廳長	
（官房審議官）		官房審議官		森田 雄二		警察廳長		官房審議官		昭和三・二		同	
（理事補欠選任）		理事 上田 哲君		理事 上田哲君去る九日		委員辭任につきその補欠		理事 村山 富市君		理事 村山富市君去る九日		委員辭任につきその補欠	
（理事）		理事 池田 克也君		理事 池田克也君去る九日		日委員辭任につきその補欠		理事 吉田 之久君		理事 吉田之久君去る九日		日委員辭任につきその補欠	
（常任委員辞任及び補欠選任）		常任委員辞任及び補欠選任		去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		内閣委員		小此木彥三郎君		金子 一義君		大久保直彦君	
（辞任）		辞任		砂田 重民君		補欠		高橋 一郎君		井上 和久君		地方行政委員	

文教委員	原田	憲君	中山	利生君
細田	吉藏君	松田	岩夫君	
農林水産委員	小坂徳三郎君	逢沢	一郎君	
村山	幸一君	井出	正一君	
辞任	浜田	佐藤	敬夫君	
辞任	達雄君	坂口	恒夫君	
予算委員	金子	春田	力君	
辞任	満広君	矢島	吉藏君	
科学技術委員	春田	春田	重昭君	
辞任	重昭君	坂口	力君	
辞任	不破	坂口	恒夫君	
哲三君	自見庄三郎君	小此木彦三郎君	逢沢	一郎君
力君	田中直紀君	小坂徳三郎君	井出	正一君
川崎二郎君	平林鴻三君	浜田幸一君	佐藤敬夫君	
井上一成君	町村信孝君	細田吉藏君	坂口恒夫君	
貝沼次郎君	児玉健次君	片岡清一君	春田力君	
東中光雄君	上村千一郎君	遠藤和良君	矢島恒夫君	
北村直人君	金子原三郎君	岡崎万寿秀君	春田重昭君	
鈴木宗男君	北村	藤原ひろ子君	坂口哲三君	
松田九郎君	原田	片岡清一君	浜田幸一君	
坂口力君	玉沢徳一郎君	村山達雄君	平林鴻三君	
田中慶秋君	藤原ひろ子君	達雄君	町村信孝君	
片岡清一君	北橋健治君	浜田幸一君	井上一成君	
玉沢徳一郎君	渡部恒三君	坂口哲三君	金子原三郎君	

五 地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業を行ふ者に対する第三十七条の五第一項の表の第一号の上欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの

官報号外

第三十一条の二第三項中「同条第一項」及び「全部又は一部」を削り、「前項第四号から第七号まで」を「前項第六号から第九号まで」に改め、「優良住宅地等のための譲渡がある場合には、当該優良住宅地等のための譲渡を含む。」と、「その年中の同項」とあるのは「その年中の前条第一項」と、「同項第一号」とあるのは「前条第一項第一号」を削り、同条第五項中「第二項第四号若しくは第五号」を「第二項第六号若しくは第七号」に、「同項第六号若しくは第七号」を「同項第八号若しくは第九号」に、「第二項第四号から第七号まで」を「第二項第六号から第九号まで」に改め、同条第七項中「第一項第四号から第七号まで」を「第一項第六号から第九号まで」に改める。

第三十一条の三第一項中「譲渡による」を「譲渡（前条又は次条の規定の適用を受けるものを除く。）による」に改め、「ついては、第三十一条第一項第二号の規定にかかわらず、同号」を「保る第三十一条の規定の適用については、同条第一項第二号」に改め、「して、同条の規定を適用」を削る。

第三十一条の四第一項中「第三十一条第一項第一号」を「第三十一条の五第一項」に改め、第二章第四節第二款中同条を第三十一条の五とし、第三十一条の三の次に第一条を加える。

（居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）

第三十一条の四個人が、その有する土地等又は建物等でその年一月一日において第三十一条第三項に規定する所有期間が十年を超えるもののうち居住用財産に該当するものの譲渡（当該個人の配偶者その他の当該個人と政令で定める特

法第五十八条の規定又は第三十一条の二、前十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、

第三十七条の四、第三十七条の五（同条第五項第一号を除く。）、第三十七条の六若しくは第三十七条の七の規定の適用を受けるものを除く。

以下この条において同じ。）をした場合には、当該個人がその年の前々年において既に

この項の規定の適用を受けている場合を除き、

当該譲渡による譲渡所得に係る第三十一条の規

定の適用については、同条第一項第一号中「百

分の二十」とあるのは「百分の十」と、同項第二

号中「八百万円」とあるのは「四百万円」と、「課

税長期譲渡所得金額につき、この項の規定の適

用がないものとした場合に算出される所得税の

額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち

四千万円を超える部分に係る所得税の額として

政令で定めるところにより計算した」とあるの

は「譲税長期譲渡所得金額から四千万円を控除

した金額の百分の十五に相当する」とする。

前項に規定する居住用財産とは、次に掲げる

にあるもの

一 家屋又は土地等をいう。

二 当該個人がその居住の用に供している家屋

で政令で定めるもののうち所得税法の施行地

にあるもの

二 前号に掲げる家屋で当該個人の居住の用に

供されなくなったもの（当該個人の居住の用

に供されなくなった日から同日以後三年を経

過する日の属する年の十一月三十日までの

間に譲渡されるものに限る。）

三 前二号に掲げる家屋及び当該家屋の敷地の

用に供されている土地等

四 当該個人の第一号に掲げる家屋が災害によ

り滅失した場合において、当該個人が当該個

人を引き続き所有していたとしたならば、そ

の年一月一日において第三十一条第三項に規

定する所有期間が十年を超える当該家屋の敷

地の用に供されていた土地等（当該災害があ

つた日から同日以後三年を経過する日の属す

る年の十一月三十日までの間に譲渡される

ものに限る。）

第一項の規定は、同項の規定の適用を受けよ

うとする年分の確定申告書に、同項の規定の適

用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同

項の規定に該当する旨を証する書類として大蔵

省令で定める書類の添付がある場合に限り、適

用する。

第三十七条の三第一項中「第十二条の三」を「第

十二条の二」に改める。

第三十七条の五第五項第一号中「第三十六条の

二第一項各号に掲げるもの」を「第三十二条の四第

二項に規定する居住用財産」に、「において、その

者が同項に規定する買換資産の取得をするとき

は、当該譲渡をした資産は、同項に規定する譲渡

の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適

用することである。

第三十二条第五項中「優良住宅地の造成等のた

めに土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の譲税

の特例」又は「第三十二条の三（特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の譲税の特例等）」に改める。

第三十二条第一項各号列記以外の部分中「又は

第三十二条の三」を「から第三十二条の四まで」に改める。

第三十三条の六第一項中「第十二条の三」を「第

十二条の二」に改める。

第三十四条の三第二項に次の一号を加える。

八 土地等（集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十二号）第二条第一項に規定する農用地及び当該農用地の上に存する権利に限る。）に

つき同法第十二条第一項の事業が施行された

場合において、同法第十二条において準用す

る農業振興地域の整備に関する法律第十三条

の三の規定による清算金を取得するとき。

第四十条の四第五項中「（第三項の規定の適用に

係る事業年度を除く。」を削る。

第三十六条の二第一項中「十年を超えるもの」の下に「当該個人の父若しくは母又は祖父若しくは祖母が居住の用に供していた家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利でこれらの方から相続又は遺贈により取得したものとして政令で定めるものに限る。」を加え、同項第一号中「家屋」の下に「（当該個人がその居住の用に供している期間として政令で定める期間が三十年以上であるものに限る。）」を加える。

第三十七条の六第一項第一号中「第三十六条の

二第一項各号に掲げるもの」を「第三十二条の四第

二項に規定する居住用財産」に、「において、その

者が同項に規定する買換資産の取得をするとき

は、当該譲渡をした資産は、同項に規定する譲渡

の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適

用することである。

第三十二条第五項中「優良住宅地の造成等のた

めに土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の譲税

の特例」又は「第三十二条の三（特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の譲税の特例等）」に改める。

第三十二条第一項各号列記以外の部分中「又は

第三十二条の三」を「から第三十二条の四まで」に改める。

第三十三条の六第一項中「第十二条の三」を「第

十二条の二」に改める。

第三十四条の三第二項に次の一号を加える。

八 土地等（集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十二号）第二条第一項に規定する農用地及び当該農用地の上に存する権利に限る。）に

つき同法第十二条第一項の事業が施行された

場合において、同法第十二条において準用す

る農業振興地域の整備に関する法律第十三条

の三の規定による清算金を取得するとき。

第四十条の四第五項中「（第三項の規定の適用に

係る事業年度を除く。」を削る。

昭和六十三年三月二十一日 衆議院会議録第九号

租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

三九六

「第五項から第七項まで」を「第六項から第八項まで」に改め、同条第八項中「第二項において」を「第二項又は第四項において」に改め、「第三項」の下に「(第四項において読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」の下に「(第四項において読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項第二号中「その設置をすることが緊急に必要なものとして」を削り、同項に次の二号を加え、同項を同条第五項とする。

四 特定法人 基盤技術研究促進センター、生物系特定産業技術研究推進機構又は医薬品副作用被害救済・研究振興基金をいう。

五 特定試験研究会社 科学技術に関する試験研究を行うことを主たる目的とする株式会社

での発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式が前号の特定法人により所有される株式会社として政令で定めるものをいう。

第四十二条の四第三項の次に次の二項を加える。

4 青色申告書を提出する法人(特定法人を除く。)が、昭和六十三年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に、特定試験研究会社の株式を設立(合併による設立を除く。)又は資本の増加に伴う払込みにより取得し、かつ、これを当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き所有している場合は、当該取得の日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。)又は清算の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)の所得に対する法人税の額から控除する金額に係る第一項(第二項において読み替えて適用する場合を含む。)又は前項の規定の適用については、第一項中「以下この条において同じ。」があるのは「以下この条において同じ。」に特定試験研究会社の株式(昭和六十三年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に

当該特定試験研究会社の設立(合併による設立を除く。)又は資本の増加に伴う払込みにより取得し、かつ、当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き所有している株式に限る。)

以下この項において「特定株式」という。)のうち当該適用年度において取得したものの取得価額の百分の二十に相当する金額を加算して得た金額が」と、「試験研究費の額(当該)とあるのは

「試験研究費の額に当該各事業年度において取得した特定株式の取得価額の百分の二十に相当する金額を加算して得た金額(当該)と、「当該試験研究費の額に」とあるのは「当該加算して得た金額に」と、前項中「試験研究費の額がある場合」とあるのは「試験研究費の額がある場合又は次項に規定する場合に該当する場合」と、「当該試験研究費の額に当該事業年度において取得した特定試験研究会社の株式(昭和六十三年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に当該特定試験研究会社の設立(合併による設立を除く。)又は資本の増加に伴う払込みにより取得し、かつ、当該事業年度終了の日まで引き続き所有しているものに限る。)の取得価額の百分の二十に相当する金額を加算して得た金額」とする。

第四十二条の五第一項第二号中「その設置をすることが緊急に必要なものとして」を削り、同項第

三号イ中「その設置をすることが緊急に必要なものとして」を削り、同号ロ中「電気の供給の安定化」を「電気の安定的な供給又は利用」に改め、「配電」の下に「又は電源」を加え、「その設置をすることが緊急に必要なものとして」を削り、同号に次

ハ 热源の集約化又は廃熱の有効利用のための機械その他の減価償却資産で地域の熱供給の高度化に著しく資するもののうち政令で定めるもの

ハ 热源の集約化又は廃熱の有効利用のための機械その他の減価償却資産で地域の熱供

給の高度化に著しく資するもののうち政令で定めるもの

社会エネルギー基盤強化設備等については、法人

税法の施行地にある当該法人の事業に限る。次項において同じ。」を加え、「輸入機器である場合に

は、百分の三十六」を「同号ニに掲げる減価償却資産である場合には百分の十五」とし、「輸入機器で

ある場合には百分の三十六とする。」に改め、同項

第一号イ及びロ中「その設置をすることが緊急に必要なものとして」を削り、同号に次のように加える。

ハ 热源の集約化又は廃熱の有効利用のための機械その他の減価償却資産で地域の熱供

給の高度化に著しく資するもののうち政令で定めるもの

社会エネルギー基盤強化設備等については、法人

税法の施行地にある当該法人の事業に限る。次項において同じ。」を「経済社会エネルギー基盤強化設備等」に改め、「経済社会エネルギー基盤強化設備等」に改め、「その設置をすることが緊急に必要なものとして」を削る。

第四十二条の六第一項中「昭和六十二年三月三十日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改め、「その設置をすることが緊急に必要なものとして」を削る。

第四十三条第一項中「第六号」を「第五号」に改め、同項の表の第一号中「その設置をすることが緊急に必要なものとして」を削り、「百分の二十一」を「百分の二十二」に改め、同表の第三号中「その設置をすることが緊急に必要なものとして」を削り、「百分の二十一」を「百分の二十二」に改め、同号を同表の第六号から第八号までを一号

十日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改め、「その設置をすることが緊急に必要なものとして」を削る。

第四十三条第一項中「第六号」を「第五号」に改め、同項の表の第五号中「百分の二十一」を「百分の二十二」に改め、「その設置をすることが緊急に必要なものとして」を削り、「百分の二十一」を「百分の二十二」に改め、同表の第五号から第八号までを一号

十日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改め、「その設置をすることが緊急に必要なものとして」を削り、「百分の二十一」を「百分の二十二」に改め、同表の第三号中「その設置をすることが緊急に必要なものとして」を削り、「百分の二十一」を「百分の二十二」に改め、同表の第六号から第八号までを一号

十日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改め、「その設置をすることが緊急に必要なものとして」を削り、「百分の二十一」を「百分の二十二」に改め、同表の第五号から第八号までを一号

十日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改め、「その設置をすることが緊急に必要なものとして」を削り、「百分の二十一」を「百分の二十二」に改め、同表の第六号から第八号までを一号

第三項及び第八項中「エネルギー基盤強化設備等」に改め、「経済社会エネルギー基盤強化設備等」に改め、「その設置をすることが緊急に必要なものとして」を削る。

第四十二条の六第一項中「昭和六十二年三月三十日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改め、「その設置をすることが緊急に必要なものとして」を削る。

第四十三条第一項中「第六号」を「第五号」に改め、「百分の二十一」を「百分の二十二」に改め、「その設置をすることが緊急に必要なものとして」を削る。

第四十四条の四を第四十四条の五とし、第四十四条の三を第四十四条の四とし、第四十四条の二に次の一項を加える。

第四十五条の三青色申告書を提出する法人が、昭和六十三年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に行われた地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年法律第号)第五条第四項の承認(同法第六条第一項第一号の承認を含む。)に係る同法第五条第一項の集積促進計画において定められた同号ロ中「その設置をすることが緊急に必要なものとして」を削り、「特定事業集積促進地域」といふ。内において、当該承認の日から五年以内の期間で政令で定める期間内に、当該法人の當む同法第二条第一項に規定する特定事業のうち政

第三項及び第八項中「エネルギー基盤強化設備等」に改め、「経済社会エネルギー基盤強化設備等」に改め、「その設置をすることが緊急に必要なものとして」を削る。

第四十二条の六第一項中「昭和六十二年三月三十日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改め、「その設置をすることが緊急に必要なものとして」を削る。

第四十三条第一項中「第六号」を「第五号」に改め、「百分の二十一」を「百分の二十二」に改め、「その設置をすることが緊急に必要なものとして」を削る。

第四十四条の四を第四十四条の五とし、第四十四条の三を第四十四条の四とし、第四十四条の二に次の一項を加える。

第四十五条の三青色申告書を提出する法人が、昭和六十三年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に行われた地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年法律第号)第五条第四項の承認(同法第六条第一項第一号の承認を含む。)に係る同法第五条第一項の集積促進計画において定められた同号ロ中「その設置をすることが緊急に必要なものとして」を削り、「特定事業集積促進地域」といふ。内において、当該承認の日から五年以内の期間で政令で定める期間内に、当該法人の當む同法第二条第一項に規定する特定事業のうち政

第四十五条の二を削る。

建設の後に改め、一政令で定めるもの」の下に並びに昭和六十三年四月一日前に建築されたものと

改め 第

第一項の表の第七号を同表の第九号に改め、同表の第一号から第四号までを二号とする。				
産	割	合	を	は
一 促進法第二条の規定による 低開発地城工業開発 地区とし た地区	製造の事業			
二 農村地域工業導入促進法第五条第二項の規定により同条第一項の実施計画において定められた工業導入地区	製造の事業			
三 半島振興法第一条第 一項の規定により半島 振興対策実施地域とし て指定された地区	製造の事業			

に供した日を含む事業年度の当該特定事業用資産(第四十三条から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該特定事業用資産の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定事業用資産の取得価額の百分の三十(建物及びその附屬設備については、百分の十五)に相当する金額をいう。)との合計額とする。

第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

して政令で定める医療施設に係る消火又は防火資する減価償却資産で政令で定めるものを加算する「医療用機器」を「医療用機器等」に、「製作して、若しくは建設して」に改め、「製作して、六」の下に「(当該消火又は防火に資する減価償却資産で政令で定めるものについては、百分の八を加え、同条を第四十五条の二とする。

〔又は同法第五条第一項に規定する中小企業新分野進出計画(同項に規定する新商品の開発等による新たな事業の分野への進出のための試験研究の実施に関する事業について計画が定められているものに限る。)に係る同項の承認を受けた同法第四条第一項〕を「を受けた同条第一項」に改め、同項に次の二号を加える。

三月三十一日」に、「掲げる事業」を「定める事業」に改める。
第四十七条第一項中「第四十五条の二」を「第四十五条」に改める。

第五十五条第一項及び第五十五条の「第一項中
「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十五年三
月三十一日」に改める。

第五十一条第一項中「百分の二十一」を「百分の十九」に、
「百分の十六」を「百分の十五」に改め、
同条第二項中「第四十五条の三」を「第四十五条の二」に改める。

用」に改め、同項第二号中「若しくは」を「又は」に
四 異分野中小企業者の知識の融
合による新分野の開拓の促進の
に関する臨時措置法の第四条第一項
に規定する特定組合

<p>及び第八項並びに第五十五条の八第一項中「昭和六 日」に改める。</p>	<p>定に係る同項に規定する 開発事業に関する計画</p>	<p>中小企業知識融合開 発準備金</p>
--	-----------------------------------	---------------------------

用」に改め、同項第二号中「若しくは」を「又は」に
四 異分野中小企業者の知識の融
合による新分野の開拓の促進の
に関する臨時措置法の第四条第一項
に規定する特定組合

<p>及び第八項並びに第五十五条の八第一項中「昭和六 日」に改める。</p>	<p>定に係る同項に規定する 開発事業に関する計画</p>	<p>中小企業知識融合開 発準備金</p>
--	-----------------------------------	---------------------------

三 統合情報処理システム（相手方との間に締結した契約に基づき、その情報処理システムの欠陥についての修理等の作成、試験、運用の準備及び保守のすべてを行う役務を）を「以下の号において同一事業（第三項において「システムサービス業」として當む法人のうち、当該事業を行なう能力がある者とし、政令で定めるもの（政令で定める電子計算機の製造の事業）を除く。）」

統合情報処理システムサービスに係る情報処理システムの欠陥についての修理等の作成、試験、運用の準備及び保守のすべてを行う役務を（以下この号において同一事業（第三項において「システムサービス業」として當む法人のうち、当該事業を行なう能力がある者とし、政令で定めるもの（政令で定める電子計算機の製造の事業）を除く。）を當む法人のうち、当該事業を行なう能力がある者とし、政令で定めるもの（政令で定める電子計算機の製造の事業）を除く。）

統合情報処理システムサービスに係る情報処理システムの欠陥についての修理等の作成、試験、運用の準備及び保守のすべてを行う役務を（以下この号において同一事業（第三項において「システムサービス業」として當む法人のうち、当該事業を行なう能力がある者とし、政令で定めるもの（政令で定める電子計算機の製造の事業）を除く。）を當む法人のうち、当該事業を行なう能力がある者とし、政令で定めるもの（政令で定める電子計算機の製造の事業）を除く。）

第七十六条第一項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改め、同項の表中「千分の九」を「千分の十二」に、「千分の十二」を「千分の十六」に改め、同項第二項及び第三項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改める。

第七十七条の四第一項中「農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項に規定する農業振興地域（政令で定めるものに限る。）内において」を「昭和六十三年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に」に改め、「で同法第八条第一項の規定により同項に規定する農業振興地域整備計画が定められた日から十八年以内にされたもの」を削り、「同項に規定する新商品の開発等による新たな事業の分野への進出のための試験研究の実施に関する事業として行なう試験研究の用に直接供する固定資産を削り、同項に次の一号を加える。

七 異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法第四条第一項に規定する特定組合 同項の認定に係る同項に規定する知識融合開発事業に関する計画において定められている同条第三項に規定する試験研究の用に直接供する固定資産を削り、「同法第三条第一号に掲げる土地に準ずるものとして政令で定める土地を含む」を「第一号及び第二号に定める土地にあつては、農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項に規定する農業振興地域で政令で定める地域内にあるもの（同法第三条第一号に掲げる土地に準ずるものとして政令で定める土地を含む。）に限る」に改め、「第十三条の二第三項」の下に「又は集落地域整備法第十一条第二項」を加え、「同法第十三条の五」を「農業振興地域の整備に関する法律第十三条の五又は集落地域整備法第十二条」に「千分の二十」を「千分の二十分」に改め、同項に次の一号を加える。

第八十一条の三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する者その他政令で定める者が、昭和六十三年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に、国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第六六号）第一条に規定する国立病院等の用に供されている土地又は建物を同法第二条又は第三条の規定により無償又は減額した価額で取得し、引き続きその者の開設する医療機関の用に供する場合には、当該土地又は建物の所有権の移転の登記（登録免許税法第四条の規定により、登録免許税が課されないものを除く。）については、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第八十二条中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改める。

第八十二条の二中「最近における経済的環境の変化に対処して、国民経済の基盤の充実に資する各種施設の整備を民間事業者的能力を活用して促進するため制定された法令の規定に基づき示される主務大臣の指針に従つて当該法令の定めるとこにより計画的に整備される施設で港湾の利用の高度化を図るためにものを設置する法人で政令で定めるものが、昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に、」を「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に

官報（号外）

第五十六条の五第三項中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項第一号中「又はデータベース業」を、「データベース業又はシステムサービス業」に改める。

第五十七条第一項及び第二項、第五十七条の八並びに第五十八条第一項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「第六十五条の七から前条まで」を「前三条」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 集落地域整備法第十一条第一項の規定による交換分合により土地等の譲渡（第六十五条の三から第六十五条の五まで又は前三条の規定の適用を受けるものを除く。）をし、かつ、当該交換分合により土地等の取得をした場合（当該土地等とともに同法第十二条において定めた金額）に、「前項第一号又は第二号」を「前項各号」に改める。

第六十六条の六第六項中「第四十五条の三」を「第四十五条の二」に改める。

第六十七条の五第一項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十四年十二月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に、「大蔵省令で定める金額」に、「前項第一号又は第二号」を「前項各号」に改める。

第六十六条の六第六項中「第三項の規定の適用に係る事業年度を除く。」を削る。

第七十条の三第一項中「第八十二条第一項に規定する農用地の開拓の促進に関する臨時措置法第四条第一項に規定する特定組合 同項の認定に係る同項に規定する知識融合開発事業に関する計画において定められている同条第三項に規定する試験研究の用に直接供する固定資産を削り、同項に次の一号を加える。

二 集落地域整備法第十一条第一項の規定によることにより当該譲渡を受けた場合（当該土地等とともに同法第十二条において定めた金額）に、「前項第一号又は第二号」を「前項各号」に改める。

第六十六条の六第六項中「第四十五条の三」を「第四十五条の二」に改める。

第六十七条の五第一項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十四年十二月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に、「大蔵省令で定める金額」に、「前項第一号又は第二号」を「前項各号」に改める。

第六十六条の六第六項中「第三項の規定の適用に係る事業年度を除く。」を削る。

第七十一条第二項中「第八十二条第一項に規定する農用地の開拓の促進に関する臨時措置法第四条第一項に規定する特定組合 同項の認定に係る同項に規定する知識融合開発事業に関する計画において定められている同条第三項に規定する試験研究の用に直接供する固定資産を削り、同項に次の一号を加える。

二 集落地域整備法第十一条第一項の規定によることにより当該譲渡を受けた場合（当該土地等とともに同法第十二条において定めた金額）に、「前項第一号又は第二号」を「前項各号」に改める。

第六十六条の六第六項中「第四十五条の三」を「第四十五条の二」に改める。

第六十七条の五第一項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十四年十二月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に、「大蔵省令で定める金額」に、「前項第一号又は第二号」を「前項各号」に改める。

第六十六条の六第六項中「第三項の規定の適用に係る事業年度を除く。」を削る。

第七十二条第一項中「第八十二条第一項に規定する農用地の開拓の促進に関する臨時措置法第四条第一項に規定する特定組合 同項の認定に係る同項に規定する知識融合開発事業に関する計画において定められている同条第三項に規定する試験研究の用に直接供する固定資産を削り、同項に次の一号を加える。

二 集落地域整備法第十一条第一項の規定によることにより当該譲渡を受けた場合（当該土地等とともに同法第十二条において定めた金額）に、「前項第一号又は第二号」を「前項各号」に改める。

第六十六条の六第六項中「第四十五条の三」を「第四十五条の二」に改める。

第六十七条の五第一項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十四年十二月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に、「大蔵省令で定める金額」に、「前項第一号又は第二号」を「前項各号」に改める。

第六十六条の六第六項中「第三項の規定の適用に係る事業年度を除く。」を削る。

する臨時措置法第六条に規定する認定事業者に該当する法人で政令で定めるもの、昭和六十三年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に、同条に規定する認定計画に従つて」に改める。

第八十三条及び第八十四条を次のように改め

(特定の民間都市開発事業の用に供する土地を取得した場合の所有権の移転登記の免務)

第八十三条 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)附則第十四条第一項第一号に規定する事業(国が事業に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている事業に相当する事業に限る。)で政令で定めるもの(以下この条において「特定の民間都市開発事業」という。)を行う法人で政令で定めるものが、昭和六十三年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に、同項の規定により資金の貸付けを受けて行う当該特定の民間都市開発事業(当該特定の民間都市開発事業により整備される同法第二条第一項に規定する公共施設が国又は地方公共団体に寄附されることを条件として、都市計画法第五十九条第四項の認可がされたものに限り、登録免許税を課さない。

第八十四条 削除

第八十七条の二第三項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。第八十七条の三第一項の表以外の部分中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改め、同項の表従量割の税率欄中「九百七円」を「六百九十二円」に、「千九百八十一円」を「七百五十七円」に、「二百四十三円」を「百三十円」に改め、同条第二項の表以外の部分中「昭和六

十三年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改め、同項の表従量割の税率欄中「千九百七円」を「千六百五十九円」に、「一千九百八十二円」を「一千七百五十七円」に、「七百四十三円」を「六百三十円」に改め、同条第三項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に、「五百八十四円」を「三百五十九円」に改める。

第八十七条の四及び第八十七条の五中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。

第八十九条第三項、第八十九条の三第一項及び第八十九条の四第一項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十八年三月三十一日」に改める。

第九十条の四第一項中「前条第二項」を「前条第四項」に改め、同条を第六章第三節の二中第九十条の五とする。

者、ガス状炭化水素の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第一項の規定により石油税の免除を受けた揮発油又は石油ガスその他のガス状炭化水素をその免除に係る用途に供する者並びに同項の規定により石油税の免除を受けた重油及び粗油の販売業者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

第六章第三節の二中第九十条の三を第九十条の四とし、同条の前に次の一条を加える。

(石油税の課税標準、税率等の特例)

第九十条の三 昭和六十三年八月一日から昭和六

十四年三月三十一日までの間にその採取場から移出される原油若しくはガス状炭化水素又は保稅地域から引き取られる原油、石油製品若しくはガス状炭化水素又は重油等の課税標準は、石油税法第八条の規定にかかわらず、当該原油、石油製品又はガス状炭化水素の数量とする。

前項に定める期間内にその採取場から移出される原油若しくはガス状炭化水素又は保稅地域から引き取られる原油、石油製品若しくはガス状炭化水素に係る石油税の税率は、石油税法第九十条の四第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

石油税法第二十二条(第一項第一号及び第四号を除く。)第二十六条(第一号から第三号まで及び第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。)及び第二十七条第一項の規定は、第一項の規定により石油税の免除を受けた重油及び粗油をその免除に係る用途に供する者について準用する。この場合において、同法第二十三条第一項第一号中「第二十一條に規定する者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第一項の規定により石油税の免除を受けた重油及び粗油(以下この項及び次項において「重油等」という。)」

とあるのは「その」と「原油等」とあるのは「これらの」とあるのは「その」と「原油等」とあるのは「石油税の免除を受けた重油及び粗油(以下この項及び次項において「重油等」という。)」

とあるのは「前項第一号」と「原油等」とあるのは「重油等」と同条第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

第六章第三節の二中第九十条の三を第九十条の四とし、同条の前に次の一条を加える。

(石油税の課税標準、税率等の特例)

第九十条の三 昭和六十三年八月一日から昭和六

十四年三月三十一日までの間にその採取場から移出される原油若しくはガス状炭化水素又は保稅地域から引き取られる原油、石油製品若しくはガス状炭化水素に係る石油税の税率は、石油税法第九十条の四第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

石油税法第二十二条(第一項第一号及び第四号を除く。)第二十六条(第一号から第三号まで及び第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。)及び第二十七条第一項の規定は、第一項の規定により石油税の免除を受けた重油及び粗油をその免除に係る用途に供する者について準用する。この場合において、同法第二十三条第一項第一号中「第二十一條に規定する者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第一項の規定により石油税の免除を受けた重油及び粗油(以下この項及び次項において「重油等」という。)」

とあるのは「その」と「原油等」とあるのは「これらの」とあるのは「その」と「原油等」とあるのは「石油税の免除を受けた重油及び粗油(以下この項及び次項において「重油等」という。)」

とあるのは「前項第一号」と「原油等」とあるのは「重油等」と同条第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

第六章第三節の二中第九十条の三を第九十条の四とし、同条の前に次の一条を加える。

(石油税の課税標準、税率等の特例)

第九十条の三 昭和六十三年八月一日から昭和六

十四年三月三十一日までの間にその採取場から移出される原油若しくはガス状炭化水素又は保稅地域から引き取られる原油、石油製品若しくはガス状炭化水素に係る石油税の税率は、石油税法第九十条の四第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

石油税法第二十二条(第一項第一号及び第四号を除く。)第二十六条(第一号から第三号まで及び第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。)及び第二十七条第一項の規定は、第一項の規定により石油税の免除を受けた重油及び粗油をその免除に係る用途に供する者について準用する。この場合において、同法第二十三条第一項第一号中「第二十一條に規定する者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第一項の規定により石油税の免除を受けた重油及び粗油(以下この項及び次項において「重油等」という。)」

とあるのは「その」と「原油等」とあるのは「これらの」とあるのは「その」と「原油等」とあるのは「石油税の免除を受けた重油及び粗油(以下この項及び次項において「重油等」という。)」

とあるのは「前項第一号」と「原油等」とあるのは「重油等」と同条第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

第六章第三節の二中第九十条の三を第九十条の四とし、同条の前に次の一条を加える。

(石油税の課税標準、税率等の特例)

第九十条の三 昭和六十三年八月一日から昭和六

十四年三月三十一日までの間にその採取場から移出される原油若しくはガス状炭化水素又は保稅地域から引き取られる原油、石油製品若しくはガス状炭化水素に係る石油税の税率は、石油税法第九十条の四第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

石油税法第二十二条(第一項第一号及び第四号を除く。)第二十六条(第一号から第三号まで及び第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。)及び第二十七条第一項の規定は、第一項の規定により石油税の免除を受けた重油及び粗油をその免除に係る用途に供する者について準用する。この場合において、同法第二十三条第一項第一号中「第二十一條に規定する者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第一項の規定により石油税の免除を受けた重油及び粗油(以下この項及び次項において「重油等」という。)」

とあるのは「その」と「原油等」とあるのは「これらの」とあるのは「その」と「原油等」とあるのは「石油税の免除を受けた重油及び粗油(以下この項及び次項において「重油等」という。)」

とあるのは「前項第一号」と「原油等」とあるのは「重油等」と同条第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

号中「数量及び課税標準たる金額」とあるのは「課税標準たる数量」と、同項第二号中「課税標準たる金額」とあるのは「課税標準たる数量」と、「控除した金額」とあるのは「控除した数量」と、「課税標準額」とあるのは「課税標準数量」と、同項第四号中「課税標準額」とあるのは「課税標準数量」と、同法第十四条第一項第一号中「数量及び課税標準たる金額」とあるのは「課税標準たる数量」と、「課税標準額」とあるのは「課税標準数量」と、同項第二号中「課税標準額」とあるのは「課税標準数量」と、「課税標準数量」と、同法第十五条第二項第一号中「数量及び課税標準たる金額」とあるのは「課税標準たる数量」と、「課税標準額」とあるのは「課税標準数量」と、「課税標準数量」と、同項第二号中「課税標準額」とあるのは「課税標準数量」とあるのは「課税標準数量」とする。

（民間国外債の利子の非課税等に関する経過措置）

第三条 新法第六条の規定は、内国法人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という）以後に発行する同条第一項に規定する債券につき支払う同項に規定する利子について適用し、内国法人が施行日前に発行した改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という）第六条第一項に規定する債券につき支払う同項に規定する利子について

は、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第五条 新法第十一条第一項の表の第一号及び第四号の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供するこれらに掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条第一項の表の第一号、第四号及び第五号に掲げる減価償却資産を

その事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

第三十七条の三第二項中「第十六条まで」とあるのは「第十六条まで並びに昭和六十三年改正法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十三年改正法による特別措置法第十条の二第四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、新法第二十条の三第一項及び第三項中「又は第十六条」とあるのは「第十六条又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第号。以下「昭和六十三年改正法」とい

う。）附則第五条第三項」と、新法第十一条の二第一項及び第三項、第十条の三第一項及び第三項中「又は第

号外 報官

二 第四十四条の四を第四十四条の五とし、第四十四条の三を第四十四条の四とし、第四十条の二の次に一条を加える改正規定 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和六十三年法律第二号）の施行の日

（所得税の特例に関する経過措置の原則）

二 第四十四条の四を第四十四条の五とし、第四十四条の三を第四十四条の四とし、第四十条の二の次に一条を加える改正規定 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和六十三年法律第二号）の施行の日

二 第四十四条の四を第四十四条の五とし、第四十四条の三を第四十四条の四とし、第四十条の二の次に一条を加える改正規定 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和六十三年法律第二号）の施行の日

（所得税の特例に関する経過措置の原則）

8 新法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項の表の第二号又は第三号に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八条第一項の表の第二号又は第三号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

9 新法第五十一条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定組合が新法第五十五条の四第一項に規定する事業計画の承認等を受ける当該事業計画に定める共同利用施設について適用し、施行日前に旧法第五十一条第一項に規定する特定組合が旧法第五十五条の四第一項に規定する事業計画の承認等を受けた当該事業計画に定める共同利用施設については、なお従前の例による。

10 法人が施行日前に支出した旧法第五十二条第一項第一号に定める負担金については、なお従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)

第十三条 旧法第五十六条の五第一項の表の第三号の上欄に掲げる法人が施行日前に開始した事業年度において同項の規定により積み立てたプログラム等準備金の金額の益金の額への算入につきては、なお従前の例による。

(特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例に関する経過措置)

第十四条 新法第六十五条の十の規定は、法人が施行日以後に行われる同条第一項各号に規定する交換分合により取得する同項に規定する交換取得資産について適用し、法人が施行日前に行われた旧法第六十五条の十第一項各号に規定する交換分合により取得した同項に規定する交換取得資産については、なお従前の例による。

第十五条 法人が施行日前に取得し、又は製作した旧法第六十六条の十第一項第二号に規定する

試験研究用資産については、なお従前の例による。

(民間国外債の利子及び発行差金の非課税に関する経過措置)

第十六条 新法第六十八条の規定は、外国法人が施行日以後に発行される同條に規定する民間国外債につき支払を受ける同條に規定する利子又は発行差金について適用し、外国法人が施行日前に発行された旧法第六十八条に規定する利子又は発行差金について適用し、外國法人が施行日前に発行された旧法第六十八条に規定する利子又は発行差金については、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第十七条 新法第七十六条第一項の規定は、施行日以後に国から同項に規定する売渡し又は譲与を受ける土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に國から旧法第七十六条第一項に規定する売渡し又は譲与を受けた土地についての所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 施行日前に行われた旧法第七十七条の四第一項に規定する交換分合により同項に規定する者が取得した同項に規定する土地についての所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(事業協同組合等が公害防止の特例に関する経過措置)

3 新法第七十八条の三第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する事業協同組合等が公害防止止事業団から譲渡を受けた同項に規定する土地について適用し、施行日前に旧法第七十八条の三第二項に規定する事業協同組合等が公害防止について適用し、なお従前の例による。

(たばこ消費税の特例に関する経過措置)

第十八条 施行日前に課した、又は課すべきであるたばこ消費税については、なお従前の例による。

2 施行日前にした行為及び前項の規定によりな

係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油税の特例に関する経過措置)

第十九条 昭和六十三年八月一日(以下この条において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった石油税については、次項及び第三項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 指定日前にその採取場から移出された原油(石油税法(昭和五十三年法律第二十五号)第二条第一号に規定する原油をいう。以下この項及び次項において同じ。)又はガス状炭化水素(同条第三号に規定するガス状炭化水素をいう。以下この項及び次項において同じ。)で、同法第十条第三項(同法第十二条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る期限が指定日以後に到来するものに限る。)について、当該期限までに同法第十条第三項に規

2 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油税の免除を受けて指定日前にその採取場から移出された原油若しくはガス状炭化水素又は保税地域から引き取られた原油、石油製品(石油税法第一条第二号に規定する石油製品を受ける土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に國から旧法第七十六条第一項に規定する売渡し又は譲与を受けた土地についての所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。以下この項において同じ。)若しくはガス状炭化水素について、指定日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該原油、石油製品又はガス状炭化水素に係る石油税の課税標準及び税率は、新法第九十条の二第一項から第三項までに規定する課税標準及び税率とする。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項及び第二項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項	同法第十二条第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例	同法第十三条第三項において準用する関税法(明治四十二年法律第五十四号)第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例	同法第十三条第三項において準用する関税法(明治四十二年法律第五十四号)第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例	同法第十三条第三項において準用する関税法(明治四十二年法律第五十四号)第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項

新法第九十条の三第一項又は新法第九十条の四第一項	新法第九十条の三第一項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例	同法第十三条第三項において準用する関税法(明治四十二年法律第五十四号)第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例	同法第十三条第三項において準用する関税法(明治四十二年法律第五十四号)第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百一「二」号)第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百一十一「二」号)第二条(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。)

指定日前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる石油税に係る指定日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(租税特別措置法の一部を改正する法律の一
部改正)

第二十条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第十三号)による改正後」の規定によりなおその効力を有するものとされる石油税に係る指定日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(租税特別措置法の一部を改正する法律の一
部改正)

第三年法律第 **二**号による改正後の租税特別措置法(以下「昭和六十三年新法」という)第十条の二の規定の適用については、同条第四項中「控除される金額がある場合は、当該金額」とあるのは、「控除される金額がある場合又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第十三号)による改正後」の規定によりなおその効力を有するものとされる石油税に係る指定日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(租税特別措置法の一部を改正する法律の一
部改正)

第三年法律第 **二**号による改正後の租税特別措置法(以下「昭和六十三年新法」という)第十一条改正法(昭和六十三年新法第十三号)の規定によりなおその効力を有するものとされる石油税に係る指定日以後にした行為に対する罰則の適用については、同条第二項中「並びに第六十八条の二」とあるのは、「第六十八条の二並びに第六十九条の二」とある。前項の規定によりなおその効力を有するものとされる石油税に係る指定日以後にした行為に対する罰則の適用については、同条第二項中「並びに第六十九条の二」とあるのは、「第六十九条の二」とする。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一
部改正に伴う経過措置)

第二十一条 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律(次項において「改
正後の昭和六十一年改正法」という)附則第三

条の規定は、昭和六十三年分以後の所得税につ
いて適用し、昭和六十一年分以前の所得税につ

いては、なお従前の例による。

2 改正後の昭和六十一年改正法附則第十二条の

規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度

分の所得に対する法人税について適用し、法人

の施行日前に終了した事業年度分の所得に対する

2 前項の規定がある場合における租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第十三号)による改正後の租税特別措置法第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十九年改正法による改正後の租税特別措置法第十三条第一項に改め、同条第二項を次のように改める。

附則第十二条第一項中「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第十三号)による改正後」の規定によりなおその効力を有するものとされる石油税に係る指定日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(租税特別措置法の一部を改正する法律の一
部改正)

第三年法律第 **二**号による改正後の租税特別措置法(以下「昭和六十三年新法」という)第十二条の二の規定の適用については、同条第三項中「並びに第六十八条の二」とあるのは、「第六十八条の二並びに第六十九条の二」とある。前項の規定によりなおその効力を有するものとされる石油税に係る指定日以後にした行為に対する罰則の適用については、同条第三項中「並びに第六十九条の二」とあるのは、「第六十九条の二」とする。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一
部改正に伴う経過措置)

第二十一条 前条の規定による改正後の租税特別

措置法の一部を改正する法律(次項において「改
正後の昭和六十一年改正法」という)附則第三

条の規定は、昭和六十三年分以後の所得税につ

いて適用し、昭和六十一年分以前の所得税につ

いては、なお従前の例による。

2 改正後の昭和六十一年改正法附則第十二条の

規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度

分の所得に対する法人税について適用し、法人

の施行日前に終了した事業年度分の所得に対する

る法人税については、なお従前の例による。

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第二十二条 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第四十一条の十一第一項」を「第四十一条の十第一項」に改める。

(輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律の一部改正)

第二十三条 輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

7 租税特別措置法第九十条の三第一項から第十三項までの規定がある場合における第十六条第六項及び第七項の規定の適用については、同条第六項及び第七項中「石油税法及び」とあるのは、「石油税法、租税特別措置法及び」とする。

(中小企業近代化促進法の一部改正)

第二十四条 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「若しくは第五条第一項の承認を受けた新分野進出計画」を削る。

(たばこ事業法の一部改正)

第二十五条 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「昭和六十三年三月三十日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。

(中小企業技術開発促進臨時措置法の一部改正)

第二十六条 中小企業技術開発促進臨時措置法(昭和六十年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第四号を削る。

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)

第二十七条 日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十三年三月二十二日 衆議院会議録第九号)

六十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第十六項中「第二十一条第二項の

承認を受けた計画に従い一般自動車運送事業を

同じ。」を削り、同項を同条第十七項とし、同

条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項

の次に次の一項を加える。

15 清算事業が第三十一条の規定により承継

法人(第二十二条第二項の承認を受けた計画

に従い一般自動車運送事業を經營する株式会

社を含む。第十七項及び第三十一条において

同じ。)に対し無償で貸し付けている土地に存

する当該承継法人の事業の用に供されている

建物と清算事業團の有する建物との交換が清

算事業團法第二十六条第一項第三号の規定に

より行われた場合には、当該承継法人がその

交換により取得した建物の所有権の移転の登

記については、政令で定めるところにより、

昭和六十三年四月一日から昭和七十二年三月

三十一日までの間に受けるものに限り、登録

免許税を課さない。

附則第二十四条に次の一項を加える。

昭和六十三年四月一日から昭和七十二年三月

三十一日までの間に受けるものに限り、登録

免許税を課さない。

附則第二十四条に次の一項を加える。

昭和六十三年四月一日から昭和七十二年三月

三十一日までの間に受けるものに限り、登録

免許税を課さない。

附則第二十四条に次の一項を加える。

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)

第二十八条 前条の規定による改正後の日本国有

鉄道改革法等施行法(以下この条において「施行法」という。)附則第二十四条第六項の規定は、

施行日以後にする同条第一項の規定による出資

持分の譲渡に係る有価証券取引税について適用

し、施行日前にした前条の規定による改正前の

改正する。

第九条第四号を削る。

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)

最近における社会経済情勢等にかえりみ、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率の引下げ等の土地税制の改正、住宅取得促進税制の拡充、特定事業集積促進地域における特定事業用資産の特別償却制度等

の新設、石油税の従量税化及び税率の改正等を行なうとともに、欠損金の繰戻しによる還付の不適用

措置等の廃止及び公害防止用設備の特別償却率の引下げ等既存の特別措置の整理合理化を図るほか、住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例、揮発油税及び地方道路税の税率の計算の特例措置等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずる

必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

理由

本案は、税制の抜本的改革との関連に留意しつつ、最近の社会経済情勢等に即応して、当面早急に実施すべき措置を講ずることとし、土地・住宅税制について見直しを行うとともに、石油税について増収措置を講ずる等の改正を行なうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 土地税制

(一) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例を見直し、適用対象に、特定の民間再開発事業の用に供するための譲渡等を加えた上、その税率を次のよう改める。

1 特別控除後譲渡益四、〇〇〇万円超の部分
2 居住用財産の買換えの特例を原則として廃止し、所有期間一〇年を超える居住用家屋及びその敷地を譲渡した場合の長期譲渡所得については、この特例に代えて、三、〇〇〇万円特別控除後の譲渡益に対し次の税率により所得税を課税する。

1 特別控除後譲渡益四、〇〇〇万円以下の部分
2 特別控除後譲渡益四、〇〇〇万円超の部分
3 居住用財産の買換えの特例を原則として廃止し、所有期間一〇年を超える居住用家屋及びその敷地を譲渡した場合の長期譲渡所得については、この特例に代えて、三、〇〇〇万円特別控除後の譲渡益に対し次の税率により所得税を課税する。

必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

理由

本案は、税制の抜本的改革との関連に留意しつつ、最近の社会経済情勢等に即応して、当面早急に実施すべき措置を講ずることとし、土地・住宅税制について見直しを行うとともに、石油税について増収措置を講ずる等の改正を行なうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

石油税

なお、この改正は、昭和六十三年一月一日以後に自らの居住の用に供する場合について適用する。
昭和六十三年八月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間の特例措置として、課税方式を従量税化するとともに、税率を次のように改める。

現行

改正案

原油及び輸入石油製品
天然ガス
ガス状炭化水素(天然ガスを除く。)

その他の

(1) たばこ消費税の税率等の特例措置の適用期限を一年延長する。その際、旧三級品の紙巻たばこ、ペイプたばこ及び葉巻たばこについては、その税率を一・〇〇〇本又は一キログラムにつき一二五円、刻みたばこ等については、その税率を一キログラムにつき一一三円引き下げる。

(2) 撥発油税及び地方道路税並びに自動車重量税について、税率の特例措置の適用期限を五年延長する。

(3) その他、欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置を期限の到来とともに廃止する等所要の措置を講じる。

施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、昭和六十三年四月一日から施行する。

議案の可決理由

本案は、最近における社会経済情勢等にかえりみ、土地税制の改正、住宅取得促進税制の拡充、石油税の従量税化等を行うとともに、既存の特別措置の整理合理化等を図るもので、当面早急に実施すべき措置として時宜に適するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費
本案施行に伴う減収見込額は、昭和六十三年度において、法人税の欠損金の繰戻し還付・繰越控除の適用停止による三千六百十億円

の増加等につき格段の努力をすること。

租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和六十三年二月十九日
内閣総理大臣 竹下 登

閑税定率法及び閑税暫定措置法の一部を改正する法律案

昭和六十三年二月十八日

衆議院議長 原 健三郎殿

大蔵委員長 越智 通雄

[別紙]

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、次の事項について所要の措置を講すべきである。
一 昭和六十四年度以降の石油税のあり方について
では、石油価格の動向や石油に係る税負担状況、石油及び石油代替エネルギー対策の中長期的展望等に配意しつつ対応するとともに、税制の基本である課税方式の安定性に留意して検討すること。

一 今後のたばこに対する課税のあり方について
は、現行の負担水準に配意し、過度の税負担を求めるものないよう努めるとともに、日本たばこ産業株式会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業範囲の拡大による経営基盤の強化について適切な配慮を行うこと。

一 変動する納稅環境、財政再建、財源確保の緊急性及び業務の複雑化、国際化にかかる職務の専門的知識を要する職務に從事する国税職員については、年齢構成の特殊性等從来の経緯及び税務執行面における負担の公平確保の見地

第一 条 閑税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
別表第一七・〇一項中「九八度以下」を「九八・五度未満」に改める。
(閑税暫定措置法の一部改正)
第二条 閑税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
第二条中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に、「これらの表の品名」を「別表第一(A)の品名」と改め、「又は期間」及び「又は当該期間内」を削る。

第七条第一項及び第七条の二第一項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改め、「のうち一キロリットルにつき五百三十円」を削る。

第七条の三の見出し中「減税」を「免税」に改め、同条第一項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に、「その原料として使用される数量に一キロリットルにつき五百三十円」の割合を乗じて算出した金額に相当する閑税を軽減する」を「その閑税を免除する」に改め、同条第二項中「軽減する」を「免除する」に改め、同条第三項中「軽減した」を「免除した」に改め、同条第四項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改め、「のうち一キロリットルにつき五百三十円」を削る。

第七条の四第一項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に、「加え

た場合には」を「加え若しくはこれを第一号に掲

げる装置に投入して同号に定める石油製品を製造した場合には」に、「第一号に定める」を「同号に定める」に改め、同項第一号中「減圧残油水素添加脱硫装置」直接式水素添加脱硫装置」を「直接式水素添加脱硫装置」に改め、同条第三項中「原料油」の下に「原料油を当該それの装置以外の同号に掲げる装置に投入して製造された低炭素重質油(調製を加えてないものに限る。)を」当該それぞれの装置に投入する場合にあつては、当該低炭素重質油を含む。」を加える。
第八条第一項中「本邦から輸出された貨物」の下に「(加工)のため輸出された貨物にあつては、政令で定めるものに限る。」を加え、「別表第一の二に掲げる製品(政令で定める貨物を原料又は材料としないもの)」を「閑税定率法別表第八十四類から第九十二類までに該当する製品(同表別表第一(A)に掲げる製品にあつては、同表に定める税率が無税とされているもの)」に改めること。
第六 閑税定率法及び閑税暫定措置法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第三十六号)の一部を次の一項を加える。
正する法律(昭和六十三年法律第三十六号)第六条の規定による改正後の閑税暫定措置法第八条の四第一項の規定の昭和六十三年度における適用については、同項中「前年度における当該特定特恵鉱工業產品等の限度額等に当該限度額等に百分の六以下で政令で定める割合(以下この項において「一定の割合」といふ。)を乗じて得た額又は数量を加算した額又は数量」とあるのは「当該特定特恵鉱工業產品等の限度額等に百分の百五十、百分の百三十又は百分の百十を乗じて得た額又は数量(以下この項において「一定の割合を乗じて得た額又は数量」という。)と「当該限度額等に一定の割合を乗じて得た額又は数量を計算した」とあるのは「特定の割合を乗じて得た」と、「当該限度額等に一定の割合を乗じて得た額又は数量を計算した」とあるのは「特定の割合を乗じて得た額又は数量を計算した」とあるのは「百分の百三十を乗じて得た」とする。

昭和六十三年三月二十二日 兼議院会議録第九号 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

四〇八

プロピレン、ブチレン及びブタジエン

その他のもののうち

石油ガス

一〇%
一〇%

別表第一(A)第二八・〇四項中

けい素

一五%
一〇%

「」を「」

二八〇四・六一

けい素
九九%以上のもの
一 单結晶のもの

一〇%
一〇%

改める。
別表第一(A)第二八・三三項を次のように改める。

二八・三三 硫酸塩、みょうばん及びペルオキソ硫酸塩(過硫酸塩)

その他の硫酸塩

一%
一%

二八・三三・一一 マグネシウムのもの

一%
一%

二八・三三・一二 アルミニウムのもの

一%
一%

二八・三三・一三一 クロムのもの

一%
一%

その他のもの

(1) 硫酸カルシウム

一%
一%

(2) その他のもの

二八・三三・三〇 みょうばん

一%
一%

ペルオキソ硫酸塩(過硫酸塩)

一%
一%

別表第一(A)第二九・〇一項を次のように改める。

二九・〇一 非環式炭化水素

一%
一%

不飽和のもの
ブターニー・三一ジエン及びイソブレン

一%
一%

(1) ブターニー・三一ジエン

一%
一%

(2) イソブレン

一%
一%

その他のもの

一%
一%

二九〇一・一九 別表第一(A)第二九・三一・一九号中「四・六〇」を「一・三〇」に改める。

一%
一%

別表第一(A)第二九・三四・九〇号を次のように改める。

一%
一%

二九三四・九〇 その他のもの

一%
一%

別表第一(A)第二九・三四項の次に次の一項を加える。

一%
一%

二九三八・三八 グリコシド(天然のもの及びこれと同一の構造を有するその他の誘導体のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体

一%
一%

別表第一(A)第二九・三四・〇三項の次に次の一項を加える。
二九三八・一〇 ルトシド(ルチン)及びその誘導体

一%
一%

別表第一(A)第二九・三四・〇三項の次に次の一項を加える。

一%
一%

三四・〇四
三四・〇四・一〇

人造ろう及び調製ろう
化学的に変性させたモンタンろうのもの

一%
一%

三四・〇四・九〇

その他のもの

一%
一%

三〇〇平方メートルを「八〇・一〇〇平方メートル」、「三七七、〇〇〇平方メートル」を「四一、〇〇〇平方メートル」に改める。

別表第一(A)第四一・〇五・二〇号中「昭和六三年三月三一日」を「昭和六四年三月三一日」に、「七六、〇四、〇〇〇平方メートル」を「四一・五、〇〇〇平方メートル」に改める。

別表第一(A)第四一・〇六・二〇号中「昭和六三年三月三一日」を「昭和六四年三月三一日」に改める。

別表第一(A)第四一・一〇六号、第四四一・一・一二号及び第四四一・一・一九号を次のように改める。

四四一・一・一 少なくとも一の外面の单板が熱帯産木材(ダーウィラワン、シボン、リンバ、オクメ、オベチ、ホワイトジヨアフリカ、サベリ、バボン、マホガニー(スカウティエニア属のもの)、プラジリアンローズウッド及びボアドローフメルに限る。)のもの

(1) ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの
のうち
側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの

(2) その他のもの

(1) 厚さが六ミリメートル未満のもの
のうち
側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの

(2) その他のもの

(1) ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの
のうち
側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの

(2) その他のもの

(1) 厚さが六ミリメートル未満のもの
のうち
側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの

(2) その他のもの

(1) ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの
のうち
側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの

(2) その他のもの

(1) 厚さが六ミリメートル未満のもの
のうち
側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの

(2) その他のもの

	(i) 厚さが六ミリメートル未満のもの (ii) その他のもの	一五%
別表第一(A)第四四二一・九〇号を次のように改める。 四四二一・九〇	その他のもの	一〇%
別表第一(A)第四四二二項の次に次の三項を加える。 四五〇二一・〇〇	(1) マッチの軸木 (2) その他のもののうち かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又は こくたん(しまこくたんを除く。)のもの以外の もの	一〇%
四五〇二一・〇〇	天然コルク(鬼皮を除いたもの、粗く角にしたもの及び 長方形(正方形を含む。)の塊状、板状、シート状又はス トリップ状のものに限るものとし、栓のブランクで角が 鋭いものを含む。) 天然コルクの製品	無税
四五〇二二・一〇	栓	無税
四五〇二三・九〇	その他のもの	一〇%
別表第一(A)第四八〇二・四〇号の次に次の一号を加える。 四八〇二・六〇	凝集コルク(凝集剤を使用してあるかないかを問わない。 及びその製品 塊、板、シート、ストリップ、タイル(形状を問わない を含む。)及び円柱(中空でないものに限るものとし、円盤 を含む。)	一五%
四五〇二四・一〇	その他のもの	三・五%
四五〇二四・九〇	その他のもの	三・五%
別表第一(A)第四八〇二・四〇号の次に次の一号を加える。 四八〇二・六〇	その他の紙及び板紙(機械ペルプの含有量が全纖維重 量の一〇%を超えるものに限る。)のうち 機械ペルプの含有量が全纖維重量の六五%以上で、 重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以上で、 グラム以下であり、かつ、幅が八〇センチメートル を超えるロール状のもの	三・五%
四五〇二四・一〇	その他のもの	三・五%
別表第一(A)第四八〇二・四〇号を次のように改める。 四八〇二・〇四	クラフト紙及びクラフト板紙(塗布しないものでロー ル状又はシート状のものに限るものとし、第四八〇二一 項又は第四八〇三項のものを除く。) クラフトライナー	三・五%
四五〇二四・一九	その他のもの	三・五%
別表第一(A)第四八〇二・四〇号を次のように改める。 四八〇二・〇四	重量が一平方メートルにつき三〇〇グラム以 下のもの	三・五%
四五〇二四・一九	その他のもの	三・五%
別表第一(A)第四八〇五・二二号から第四八〇五・二三号までを次のように改める。 四八〇五・二二	各層をさらしたもの	三・五%
四五〇五・二二	外層の一方のみをさらしたもののうち ジューントライナー以外のもの	二・五%
四五〇五・二二	三層以上のもので、両外層のみをさらしたもの	二・五%
別表第一(A)第四八〇九・一〇号を次のように改める。 四八〇九・一〇	その他のもの	一・三%
四八〇九・一〇	昭和三年三月三一日まで に輸入されるもの	一・三%
四八〇九・一〇	昭和六四年三月三一日から昭和六四年四月一日までに 輸入されるもの	一・五%
四八〇九・一〇	その他のもの	三・五%
別表第一(A)第四八〇九・一〇号を次のように改める。 四八〇九・一〇	その他のもの	三・五%
四八〇九・一〇	その他のもの	三・五%
別表第一(A)第四八〇九・一〇号を次のように改める。 四八〇九・一〇	その他のもの	二・五%
四八〇九・一〇	その他のもの	二・五%
別表第一(A)第四八〇九・一〇号を次のように改める。 四八〇九・一〇	その他のもの	一・三%
四八〇九・一〇	その他のもの	一・三%

〔2〕 その他のもの	無税	に改める。
別表第一(A)第四八〇九・二〇号及び第四八〇九・九〇号を次のように改める。	無税	
四八〇九・二〇 セルフコピーペーパー	無税	
別表第一(A)第四八一〇・三一號、第四八一〇・三一號及び第四八一〇・三九號を次のように改める。	無税	
四八一〇・三一	無税	
四八一〇・三九	無税	
四八一〇・三九	無税	
別表第一(A)第四八一〇・九一號及び第四八一〇・九九號を次のように改める。	無税	
四八一〇・九一 多層ずきのもの	無税	
四八一〇・九九 その他のもの	無税	
別表第一(A)第四八一一・三一號及び第四八一一・三九號を次のように改める。	無税	
四八一一・三一 さらしたるもので重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	無税	
四八一一・三九 その他のもの	無税	
〔2〕 その他のもの	無税	に改める。
別表第一(A)第四八一一・四〇号中	無税	
四八一一・三一 に輸入されるもの	無税	
四八一一・三九 昭和六年三月三一日まで	無税	
四八一一・三九 和六四年三月三一日までに輸入されるもの	無税	
別表第一(A)第四八一一・四〇号中	無税	
〔2〕 その他のもの	無税	に改める。
別表第一(A)第四八一一・九〇号を次のように改める。	無税	
四八一一・九〇 ルロース織維のウェブ	無税	
別表第一(A)第五〇・〇七項の次に次の二項を加える。	無税	
五一・〇九 羊毛製又は織物毛製の糸(小売用にしたものに限る。)うち	無税	
五一・〇九・一〇 一個の重量が一二五グラム以下のもの	無税	
五一・〇九・九〇 その他のもののうち	無税	
一個の重量が一二五グラム以下のもの	無税	
別表第一(A)第七二・〇七項の次に次の二項を加える。	無税	
〔2〕 その他のもの	無税	に改める。
別表第一(A)第四八一一・九〇号を次のように改める。	無税	
四八一一・九〇 その他の紙、板紙、セルロースウオッティング及びセ	無税	
別表第一(A)第六八・〇二項の次に次の二項を加える。	無税	
六八・〇三 六八・〇三・〇〇	無税	に改める。
六八・〇七 六八・〇七・一〇	無税	
六八・〇七・九〇 その他のもの	無税	
別表第一(A)第七一・〇六項の次に次の二項を加える。	無税	
七一・一四 細工品及びその部分品(貴金属製又は貴金属を張った金屬製のものに限る。)	無税	
七一・一四・一九 貴金属製のもの(貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。)	無税	
七一・一四・一九 その他の貴金属製のもの(貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。)	無税	
七一・一四・一九 貴金属を張つた卑金属製のもの	無税	
別表第一(A)第七一・一七項の次に次の二項を加える。	無税	
七一・〇一 フェロアロイ	無税	
七一・〇一・八〇 フェロタンクステン及びフェロシリコタンクステンのうち	無税	
別表第一(A)第七二・〇七項の次に次の二項を加える。	無税	
別表第一(A)第七二・〇七項の次に次の二項を加える。	無税	

七三〇四

七三〇四・一〇

鉄鋼製の管及び中空の形材。(縫目なしのものに限るものとし、錆鉄製のものを除く。)チューイング及びドリルピング及びドリルパイプのうち

その他のもの(鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。)冷間引抜き又は冷間圧延をしたものうち

ドリルパイプ

七三〇四・三一

七三〇四・三九

その他のもののうち
ドリルパイプ

その他のもののうち
ドリルパイプ

その他のもののうち
ドリルパイプ

その他のもののうち
ドリルパイプ

七三〇四・四一

その他のもの(ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。)冷間引抜き又は冷間圧延をしたものうち

その他のもののうち
ドリルパイプ

その他のもののうち
ドリルパイプ

七三〇四・四九

その他のもの(その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。)冷間引抜き又は冷間圧延をしたものうち

その他のもののうち
ドリルパイプ

その他のもののうち
ドリルパイプ

その他のもののうち
ドリルパイプ

七三〇四・五九

その他のもののうち
ドリルパイプ

〔〕を

無税 無税

改める。

別表第一(A)第八四・一三項を次のように改める。

八四・一三

八四一三・一

八四一三・一九

八四一三・二〇

八四一三・三〇

八四一三・四〇

八四一三・五〇

八四一三・六〇

八四一三・七〇

八四一三・八一

八四一三・八二

八四一三・九一

八四一三・九二

八四一八・四〇

八四一八・四一

八四一八・四二

八四一八・四三

八四一八・四四

八四一八・四五

八四一八・四五

八四一八・四五

八四一八・四五

八四一八・四五

八四一八・四五

八四一八・四五

八四一八・四五

八四一八・四五

課税価格が一キログラムにつき一七〇円を超えるもの
その他もの

ムにつき、課税価格と
の差額〇円と
無税

液体ポンプ(計器付きであるかないかを問わない。)及び
ポンプ(計器付きのもの及び計器を取り付けるよう
に設計したものに限る。)
燃料又は潤滑油の供給用ポンプ(給油所又は修理場
において使用する種類のものに限る。)

ハンドポンプ(第八四一三・一一号又は第八四一三・
一九号の物品を除く。)燃料用、潤滑油又は冷却媒体用のポンプ(ピストン
式内燃機関用のものに限る。)
コンクリートポンプ

その他の往復容積式ポンプ
その他の回転容積式ポンプ
その他の遠心ポンプ

その他のポンプ及び液体エレベーター

ポンプ
液体エレベーター
部分品
ポンプのもの
液体エレベーターのもの

無税 無税

別表第一(A)第七四〇三・一二号を次のように改める。
七四〇三・一二 銅・亜鉛合金(黄銅)

無税 無税

別表第一(A)第八四一八・三〇号及び第八四一八・四〇号を次のように改める。
八四一八・三〇 八四一八・四〇

無税 無税

別表第一(A)第八四一八・三〇号及び第八四一八・四〇号を次のように改める。
八四一八・三〇 八四一八・四〇

無税 無税

別表第一(A)第八四一八・三〇号及び第八四一八・四〇号を次のように改める。
八四一八・三〇 八四一八・四〇

無税 無税

八五・三七	電気制御用又は配電用の盤、パネル(數値制御用のもの を含む)、コンソール、機器、キャビネットその他の物品
八五三七・二〇	(第九〇類の機器を販売するものを含み、第八五・三五五 項又は第八五・三六項の機器を一以上装備するものに限 るものとし、第八五・一七項の交換機を除く。)
別表第一(A)第八五三九・一〇号中	別表第一(A)第八五三九・二二号、第八五三九・二三号及び第八五三九・二九号中「三・四%」を 「無税」に改める。
シールドビームランプ	シールドビームランプ
別表第一(A)第八五四一・四〇号を次のように改める。	別表第一(A)第九〇・〇八項中「九〇・〇八
八五四一・四〇	光電性半導体デバイス(光電池(モジニール又はパネル にしてあるかないかを問わない。)を含む。)及び発光 ダイオード
九〇一八・三一	(1) 発光ダイオード
九〇一八・三二	(2) その他のもの
九〇一八・三九	九〇〇八・一〇
別表第一(A)第九〇一八・三一号、第九〇一八・三三号及び第九〇一八・三九号を次のように改 める。	スライド映写機
九〇一八・三一	投影機(写真引伸機及び写真縮小機(映 画用のものを除く。))
九〇一八・三二	投影機(写真引伸機及び写真縮小機(映 画用のものを除く。))
九〇一八・三九	スライド映写機
別表第一(A)第九四・〇二項中	一・六%
九四・〇一	無税
九四・〇一	無税
別表第一(A)第九四・〇二項中	一・六%
九四・〇一	無税
腰掛け(寝台として兼用することができるものとし、第九四・〇二項のものを除 く。)及びその部分品	無税
腰掛け(寝台として兼用することができるものとし、第九四・〇二項のものを除 く。)及びその部分品	無税
自動車に使用する種類の腰掛け	無税
別表第一(A)第九五〇六・一一号、第九五〇六・一二号及び第九五〇六・一九号中「一・四%」を 「一・二%」に改める。	一・四%
別表第一(A)第九五〇六・一一号、第九五〇六・一二号及び第九五〇六・一九号中「一・四%」を 「一・二%」に改める。	一・五%

昭和六十三年三月二十二日 衆議院会議録第九号 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

四一四

別表第一(B)第二八〇四・六一〇号中 削る。
一 単結晶のもの 五・八% 「を

別表第一(B)第二八〇三・一一号から第二八〇三・一二号まで、第二八〇三・二九号、第二八〇三・三〇号、第二八〇三・四〇号、第二九〇一・一二号、第二九〇一・二九号、第二九三八・一〇号、第三四〇四・一〇号及び第三四〇四・九〇号を削る。

別表第一(B)第四四二一・九〇号を次のように改める。

四四二一・九〇

その他のもののうち

マッヂの軸木以外のもののうち

かりん、つけ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く)のもの

四・六%

七三〇四・四一

七三〇四・四九

七三〇四・五一

七三〇四・五九

五・二%

別表第一(B)第四五・〇二項から第四五・〇四項までを削る。

四八〇二・六〇 その他の紙及び板紙(機械パルプの含有量が全纖維重量の一〇%を超えるものに限る)のうち

四・六%

七三〇四・四一

七三〇四・五一

七三〇四・五九

五・二%

別表第一(B)第五一〇九・一〇号及び第五一〇九・九〇号を次のように改める。

五一〇九・一〇 羊毛又は纖獸毛の重量が全重量の八五%以上のものうち

四・六%

七三〇四・四一

七三〇四・五一

七三〇四・五九

五・二%

別表第一(B)第六三〇二・二一号及び第六三〇二・三一号を削る。

五一〇九・九〇 一個の重量が一二五グラムを超えるものうち

三・二%

七三〇四・四一

七三〇四・五一

七三〇四・五九

三・二%

別表第一(B)第六八・〇三項及び第六八・〇七項を削る。

別表第一(B)第七一・一四・一九号及び第七一・一四・二〇号を削る。

七三〇四・四一

七三〇四・五一

七三〇四・五九

五・二%

別表第一(B)第七二〇一・八〇号を次のように改める。

七三〇四・一〇 フェロタングステン及びフェロシリコタングステンのうち

三・二%

七三〇四・四一

七三〇四・五一

七三〇四・五九

三・二%

別表第一(B)第七三・〇四項を次のように改める。

七三・〇四 鉄鋼製の管及び中空の形材(縫目なしのものに限るものとし、鉄製のものを除く)のうち

油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ
(1) 合金鋼製のもの

三・九%

七三〇四・四一

七三〇四・五一

七三〇四・五九

五・二%

別表第一(B)第八四・一三項を削る。

七三〇四・一〇 油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チューピング及びドリルパイプのうち

ドリルパイプ以外のもの

三・九%

七三〇四・四一

七三〇四・五一

七三〇四・五九

五・二%

合金鋼製のもの

五・二%

その他のもの
が円形のものに限る。横断面が円形のもの(鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る)。

三・九%

冷間引抜き又は冷間圧延をしたものうち
ドリルパイプ以外のもの

三・九%

その他のもの
ドリルパイプ又は冷間圧延をしたものうち
ドリルパイプ以外のもの

三・九%

その他のもの
ドリルパイプ以外のもの
ドリルパイプ又は冷間圧延をしたものうち
ドリルパイプ以外のもの

三・九%

八四一八・五〇

展示用のカウンター、キャビネット、ショーケースその他これらに類する物品(冷蔵又は冷凍の機能を有するものに限る)のうち、

八四一八・五・二五項及び第八五・三七項を削る。

別表第一(B)第八五四・四〇号、第九〇〇八・一〇号、第九四〇一・一〇号及び第九六一三・一〇号を削る。

別表第一の二を削る。

別表第二第一八〇六・一〇号中「二 その他のもの」
「一一・五%」を

に改める。

別表第一(B)第八四・一八項中
八四一八・六九

八四一八・六九

その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及
びヒートポンプ
アイスクリーミングリーバー及び
製氷機
その他のもの(冷蔵庫及び冷冻
庫を除く)のうち
冷蔵用又は冷冻用の機器(重
量が一〇〇キログラム以下のものに限る)

別表第四第二七一一・一四号中「エチレン、プロピレン、ブチレン及びブタジエンのうち
エチレン」
「石油ガス以外のもの
その他のもののうち
二 その他のもの」
「一一・五%」

別表第一(A)第一八〇六・二〇号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの
二〇号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの
二 その他のもの
「一一・五%」

に改める。

を

二・一%

を削る。

二・九%

二・九%

】

別表第一(B)第八四二七・一〇号、第八四二七・二〇号、第八四二八・三二号、第八四二八・五〇号、第八四二八・六〇号、第八四二八・九〇号及び第八四四〇・九〇号を削る。

別表第一(B)第八四・四九項及び第八四・六九項を削る。

その他の機械類

金属の処理用のもの(電線の巻線
機を含む)

別表第一(B)第八四・七九項中
八四七九・八一
三・六%

を削る。

別表第一(B)第八五一〇・一〇号及び第八五二三・一〇号を削る。

3 この法律の施行前に旧暫定法第七条の四第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

4 新暫定法第八条第一項の規定は、この法律の施行後に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、この法律の施行前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた旧暫定法別表第一(A)第八四二七・一〇号若しくは第八四二七・二〇号又は旧暫定法別表第一(B)第二七一・一二号の(I)、第二七一・一三号の(I)、第二七一・一四号の(II)若しくは第二七一・一九号の(I)に該当する物品については、なお従前の例による。

(部則に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第二項から第五項までの規定により従前の例によることとされる関税の還付若しくは軽減又は物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一改正)
第五条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第九十条の四第一項第一号中「別表第一(B)第二七一〇・〇〇号の(一)(C)の(b)の(I)」を「別表第一(A)第二七一〇・〇〇号の(一)(C)の(b)」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 関税暫定措置法別表第一(A)第二七一

一・一二号から第二七一・一四号まで又は第二七一・一九号に該当する石油ガスその他のガス状炭化水素のうち液化したるもので、アンモニア、一一エチルヘキシルアルコール、オレフィン系炭化水素又は無水

マレイン酸の製造に使用するもの

理由

最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、チョコレート菓子、原油等の関税率の引下げ及び特定の鉱工業產品に係る特惠関税の適用限度額等の拡大を図るとともに、昭和六十三年三月三十一日に適用期限の到来する関税の還付制度及びどうもろこし等の暫定関税率についてこれらの適用期限を延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、次のとおり、関税率、特惠関税制度等について所要の改正を行おうとするものである。

二 議案の内容
本案施行による昭和六十三年度の関税収入減収額は、一般会計において百億円、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計において百十億円と見込まれている。

昭和六十三年三月二十二日
大蔵委員長 越智 通雄
衆議院議長 原 健三郎殿
〔別紙〕

三 本案施行に要する経費
右報告する。

内閣総理大臣 竹下 登
昭和六十三年二月五日

殊な職務を考慮して処遇改善はもとより、中長期的展望に基づく要員の確保等に努めること。

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十三年二月五日

内閣総理大臣 竹下 登

昭和六十三年二月五日

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

〔中小企業信用保険法の一部改正〕

第一条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のよう改正す。

第二条 第一項中「一千万円」を「二千五百円」に、「行なう」を「行う」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第三条 第一項中「七千万円」を「一億二千万円」に、「一億四千万円」を「二億四千万円」に改め、同条第四項中「(第三条の七)第二項に規定する借入金(給付の場合は、給付金)を除く。」を削る。

第三条の二 第一項中「一千万円」を「二千五百円」に改め、同条第三項中「又は第三条の六第一項に規定する新技術企業化保険」を、「第三条の三第一項中「新技術企業化保険」を、「第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険」に、「海外投資関係保険」に、「近代化保険」を「新事業開拓保険」に、「三百万円」を「四百五十万円」に改め、同条第二項中「又は第三条の六第一項に規定する新技術企業化保険」を、「第三条の三第一項中「新技術企業化保険」を、「第三条の六第一項に規定する新事業開拓保険」に、「新事業開拓保険」に、「三百万円」を「四百五十万円」に改め、同条第二項中「又は第三条の六第一項に規定する債務」を

一 輸出入貿易量及び出入国者数の伸長に伴う税関業務量の増大に加え、覚せい剤、銃砲等の水際における取締りの一層の強化が社会的要請となつてきることにかんがみ、業務処理体制等の一層の見直しを行うことにより税関業務の効率的、重点的運用に努めるとともに、税関職員の特

一 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、原油の関税率を引き下げる等原油関係の改正規定は、昭和六十三年八月一日から施行する。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第五条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「同法第五条中」を「及び同法第五条中」に、「及び新技術企業化保険」を、「海外投資関係保険及び新事業開拓保険」に改める。

(産業地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正)

第六条 産業地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「法第五条中」を「及び法第五条中」に、「及び新技術企業化保険」を、「海外投資関係保険及び新事業開拓保険」に改める。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第七条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正す

る。 第二十二条第四項を削る。

(中小企業技術開発促進臨時措置法の一部改正)

第八条 中小企業技術開発促進臨時措置法(昭和六十年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第三条の六第一項」を「第三条の七第一項」に、「新技術企業化保険」を「新事業開拓保険」に、「一億円」を「一億五千万円」に、「一億三千円」を「一億円」に、「二億円」を「三億円」に、「二億六千万円」を「四億円」に改め、同条第二項中「新技術企業化保険」を「新事業開拓保険」に、「三千万円」を「五千万円」に、(特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の一部改正)

第九条 特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法(昭和六十一年法律第四号)の一部を次のように改正する。

(特定地域中小企業対策臨時措置法の一部改正)

第七条第二項中「及び新技術企業化保険」を、「海外投資関係保険及び新事業開拓保険」に改める。

(海外投資関係保険及び新事業開拓保険)に改める。

第六十一年法律第九十七号の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「及び新技術企業化保険」を、「海外投資関係保険及び新事業開拓保険」に改める。

第六十一年法律第九十七号の一部を次のように改正する。

一 中小企業信用保険法の一部改正

(一) 付保限度額の引上げ

(1) 普通保険の付保限度額を現行の七千五百円から一千五百万円に引き上げる。

(2) 無担保保険の付保限度額を現行の三百万円から四百五十万円に引き上げる。

(3) 特別小口保険の付保限度額を現行の三百万円から四千五百円に引き上げる。

(二) 海外投資関係保険の創設

中小企業者の海外直接投資の事業に要する資金(外国法人の株式の取得資金等)の借入による債務について、信用保証協会が保証した保証債務を対象とする海外投資関係保険を創設し、その付保限度額を二億円(組合四億円)、てん補率を百分の八十とする。

(三) 新事業開拓保険の創設

中小企業者の新商品又は新技術の研究開発又は企業化に要する費用、需要の開拓に要する費用その他的新たな事業の開拓に要する費用に充てるための資金の借入れによる債務について、信用保証協会が保証した保証債務を対象とする新事業開拓保険を創設し、その付保限度額を一億五千万円(組合三億円)で、てん補率を百分の八十とする。

(四) 倒産関連保証についての特例措置の期限の延長等

(1) 昭和六十三年三月三十一日で期限が到来する倒産関連保証(不況業種等に対する特例保証)に係る無担保保険の付保限度額の特例(別枠二千万円)を一年間延長

(2) 昭和六十四年三月三十一日までに国際経済事務の変化により影響を受けている旨の都道府県知事の認定を受けた中小企業者を

倒産関連中小企業者とみなすとともに、同様の特例措置の対象とする。

(二) 中小企業信用保険公庫法の一部改正

(1) 中小企業信用保険公庫の役員の任期の変更

中小企業信用保険公庫(以下「保険公庫」という。)の理事及び監事の任期を現行の四年から二年に変更する。

(2) 保険公庫の利益処理の方法の政令委任

保険公庫の利益処理の方法を政令で定めることとする。

(3) 保険公庫の余裕金の運用の範囲の拡大

保険公庫の余裕金の運用について、現行の資金運用部への預託のほか国債の保有を認めることとする。

(四) その他

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(二) 中小企業技術開発促進臨時措置法の一部改正

新事業開拓保険の保険関係で、技術開発関係保証を受けた中小企業者等に係るものについて、付保限度額を二億円(組合四億円)とする。

(三) その他所要の規定の整備を行う。

二 議案の可決理由

本案は、中小企業者に対する事業資金の融通の円滑化を図るために措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十三年三月二十二日
衆議院議長 原 健三郎殿

商工委員長 渡辺 秀央
商工委員長 渡辺 秀央

〔別紙〕

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、現下の中小企業を取り巻く厳しい経済環境において、中小企業信用補完制度が果たしている役割的重要性にかんがみ、同制度の健全な運営に配慮しつつ、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 中小企業者の実情に応じた保証が行われるよう、昭和五十六年以降収支改善のためにとられた諸措置を見直し、担保徴求等について彈力的に運用するよう指導すること。

二 新事業開拓保険及び海外投資関係保険については、中小企業者に幅広く利用されるよう極力弾力的な運用に努めること。特に、新事業開拓保険の対象事業については、各信用保証協会において地域の実情を踏まえた運用を行うことができるよう配慮すること。

三 借産開拓保険特例制度については、今後とも、円高等の影響を受けている中小企業者の実情に適切に対応することができるよう配慮すること。

四 信用保証協会に対して、中小企業者の保証料負担の軽減を図るよう指導すること。

五 中小企業信用保険公庫及び信用保証協会の経営基盤の強化に関する諸施策を積極的に推進する」と。

右 異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法案

国会に提出する。

昭和六十三年一月五日

内閣総理大臣 竹下 登

異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法

〔目的〕

第一条 この法律は、異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓を促進するための措置を講することにより、新たな経済的環境に即応した中小企業の創意ある向上発展を図り、もつて我が国の産業構造の転換の円滑化と国民経済の均衡ある発展に資することを目的とする。

〔定義〕

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの。

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業を主たる事業として営むもの。

三 及び(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの。

四 会社及び個人であつて、小売業又はサービス業を主たる事業として営むもの。

五 中小企業信用保険公庫及び信用保証協会の経営基盤の強化に関する諸施策を積極的に推進する」と。

会であつて、政令で定めるもの。

この法律において「異分野中小企業者」とは、その行う事業の分野を異にするそれぞれの中企業者をいう。

この法律において「異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓」とは、異分野中小企業者が、協同してその生産、販売若しくは役務の提供の技術又は経営管理に関する知識その他その事業の分野に関する知識を組み合わせ、一体的に活用して、新たな製品若しくは役務の開発のための試験研究その他的研究開発、その成果の利用又は当該成果の利用のために必要な事業の開拓を行うことにより、新たな事業の分野を開拓することをいう。

(国及び地方公共団体の施策)

第三条 国は、異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓を促進することが中小企業の創意ある向上発展を図るために重要であることから、異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓に必要な情報の提供、異分野中小企業者の交流及びその組織化の推進並びに異分野中小企業者が行う研究開発、その成果の利用及び需要の開拓の円滑化のために必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

二 知識融合開発事業の目標

三 知識融合開発事業の実施時期

四 知識融合開発事業に必要な資金の額及びその調達方法

3 特定組合が異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓に係る試験研究のための費用に充てるためその組合員に対し負担金の賦課をしようとする場合には、第一項の計画に当該負担金の賦課の基準を記載することができる。

4 特定組合が、試験研究の実施以外の知識融合開発事業(当該特定組合が自ら行うものに限る。)を実施するため準備金を積み立てる必要がある場合において、当該準備金を充てるためその組合員に対し経費の賦課しようとするときは、第一項の計画に当該経費の賦課の基準を記載することができる。ただし、前項に規定する開発事業(当該特定組合が自ら行うものに限る。)を実施するため準備金を積み立てる必要がある場合において、当該準備金を充てるためその組合員に対し経費の賦課しようとするときは、第一項の計画に当該経費の賦課の基準を記載することができる。

5 行政府は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る同項の計画が、その組合員が異分野中小企業者の知識の融合による試験研究を終了していないときは、この限りでない。

6 特定組合を設立しようとする発起人は、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十九条)により設立された組合及びその連合

作成し、これを行政府に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 知識融合開発事業の目標

二 知識融合開発事業の内容

三 知識融合開発事業の実施時期

四 知識融合開発事業に必要な資金の額及びその調達方法

三 政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの。

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、協同組合連合会その他の特定の法律により設立された組合及びその連合

昭和六十三年三月二十二日 衆議院会議録第九号

異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法案及び同報告書

一号。以下「協同組合法」という。第二十七条の二第一項の認可の申請と同時にその設立しようとする特定組合に係る第一項の計画の認定の申請を行うことができる。この場合において、行政庁は、当該計画に係る同項の認定をするときは、同条第一項の認可の日以後にするものとする。

(知識融合開発事業計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた特定組合(以下「認定特定組合」という)は、当該認定に係る計画を変更しようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。

2 行政庁は、認定特定組合が前条第一項の認定に係る同項の計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)以下「知識融合開発事業計画」という)に従つて知識融合開発事業を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3 前条第五項の規定は、第一項の認定に準用する。

(資金の確保)

第六条 国は、次に掲げる者が知識融合開発事業計画(第二号に掲げる者にあつては、その者に係る認定特定組合の知識融合開発事業計画)に従つて知識融合開発事業を実施するに必要な資金(以下「知識融合開発事業資金」という)の確保に努めるものとする。

一 認定特定組合

二 認定特定組合の組合員、認定特定組合の二以上の組合員が合併し又は出資して設立した法人及び認定特定組合が協業組合にその組織を変更した場合における当該協業組合

(中小企業信用保険法の特例)

第七条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険(以下単に「新事業開拓保険」という。)の保険関係で、知識融合開発事業(同項に規定する債務の保証で知識融合開発事

業資金に係るもの)をいう。(以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条

第二項の規定の適用については、同条第一項中「一億五千万円」とあるのは「一億円(異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法第六条に規定する知識融合開発事業資金)」といふ。以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「三億円」と、同条第二項中「一億五千万円」とあるのは「二億円(知識融合開発事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「三億円」と、同条第一項中「一億五千万円」とあるのは「二億五千円」と、同条第二項中「一億五千万円」とあるのは「三億円」とする。

3 前条第五項の規定は、第一項の認定に準用する。

(税課の特例)

4 第八条 認定特定組合が、知識融合開発事業計画で定める第四条第三項に規定する賦課の基準に基づいてその組合員に対し経費を賦課した場合において、当該認定特定組合が当該賦課に基づいて納付された金額を中小企業知識融合開発準備金として積み立てたとき、又はその組合員が当該賦課に基づき納付すべき金額を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

5 第九条 認定特定組合は、協同組合法第九条の二第一項の事業(ほか、知識融合開発事業計画に基づいて、その組合員たる中小企業者に對し、知識融合開発事業に係る試験研究(以下「知識融合開発事業計画に係る試験研究」という。)に必要得し、又は製作するための費用に充てるための

負担金を賦課した場合において、当該中小企業者が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めることにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

6 第十条 認定特定組合が知識融合開発事業計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業を協業組合の事業として行う場合における中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第五条の五及び第五条の七第一項第一号の規定の適用については、当該組合員は、当該研究開発の成果の利用に係る事業を営むもののみなす。

7 第十一条 認定特定組合が、知識融合開発事業計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業を行った場合における中小企業団体の組織に関する法律第九十五条第一項の規定の適用については、同項中「協同組合法第九条の二第一項第一号の事業を行なつている事業協同組合若しくは事業協同小組合又は企業組合」とあるのは「異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法第五条第一項に規定する認定特定組合」と、「当該事業協同組合若しくは事業協同小組合又は企業組合が行なつてている事業(事業協同組合及び事業協同小組合にあつては同号の事業であつて主務大臣の定めるものに限る。)」とあるのは「当該認定特定組合に係る同法第五条第二項に規定する知識融合開発事業計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業」とする。

(報告の微收)

8 第十二条 行政庁は、認定特定組合に對し、知識融合開発事業計画に係る知識融合開発事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

9 第十三条 国及び都道府県は、認定特定組合に對し、知識融合開発事業計画に係る知識融合開発事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行なうものとする。

10 第十四条 行政庁は、認定特定組合に對し、知識融合開発事業計画に係る知識融合開発事業の実

施状況について報告を求めることができる。
(所管行政庁についての協同組合法の準用)
第十三条 協同組合法第百十一条第一項(第二号)から第六号までを除く。)の規定はこの法律に規定する行政庁について、同条第二項の規定はこの法律に規定する行政庁の権限の委任について準用する。

(罰則)
第十四条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 認定特定組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その認定特定組合の業務に関する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その認定特定組合に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止するものとする。
(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第五百八十六条第二項第十三号の三の次に次の一号を加える。

13の四 異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法(昭和六十三年法律第二号)第四条第一項の規定による認定を受けた同項に規定する特定組合が当該認定に係る同項の計画に従つて実施する同項の知識融合開発事業の用に供する施設(政令で定めるものに限る。)に係るもの的新築又は増築で当該認定特定組合が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対するは、当該新築又は増築が当該計画の認定を受けた日から同日以後政令で定める期間を経過する日までの間に行われたときに限り、第七百一条の三十二第二項の規定にかかわらず、新增設の規定を準用する。

附則第三十二条の三第十項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の表の下欄中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 指定都市等は、事業所用家屋で異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法の施行の日から昭和六十五年三月三十一日までの間に同法第四条第六項の規定による認定を受けた同項に規定する特定組合(以下本項及び次条第六項において「認定特定組合」という)が当該認定に係る同法第四条第一項の計画に従つて実施する同項の知識融合開発事業の用に供する施設(政令で定めるものに限る。)に係るもの的新築又は増築で当該認定特定組合が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対するは、当該新築又は増築が当該計画の認定を受けた日から同日以後政令で定める期間を経過する日までの間に行われたときに限り、第七百一条の三十二第二項の規定にかかわらず、新增設の規定を準用する。

10 指定都市等は、事業所用家屋で異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法の施行の日から昭和六十五年三月三十一日までの間に同法第四条第六項の規定による認定を受けた同項に規定する特定組合(以下本項及び次条第六項において「認定特定組合」という)が当該認定に係る同法第四条第一項の計画に従つて実施する同項の知識融合開発事業の用に供する施設(政令で定めるものに限る。)に係るもの的新築又は増築で当該認定特定組合が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対するは、当該新築又は増築が当該計画の認定を受けた日から同日以後政令で定める期間を経過する日までの間に行われたときに限り、第七百一条の三十二第二項の規定にかかわらず、新增設の規定を準用する。

附則第三十七条第十四項、第三十八条第十一項及び第三十九条第十一項中「附則第三十二条の三第十項」を「第九項」に改める。

(中小企業庁設置法の一一部改正)
第四条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のようにより改正する。
第三条第一項第六号の四の次に次の二号を加える。

六の五 異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法(昭和六十三年法律第二号)の施行に関する」とこと。

理由
異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓を促進することにより新たな経済的環境に即応した中小企業の創意ある向上発展を図るために、異分野中小企業者を組合員とする事業協同組合が運営する新分野の開拓に必要な情報の提供、異分野中小企業者の交流及びその組織化の推進並びに異分野中小企業者が行う研究開発、その成果の利用及び需要の開拓を行うことにより、新たな事業の分野を開拓することをいう。

1 国及び地方公共団体の施策
(一) 国は、異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓に必要な施設を講じようとするものとし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

2 前条第九項に規定する施設に係る事業所等において認定特定組合が行う事業に対しても課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定についての規制を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

3 同組合(以下「特定組合」という。)は、知識融合開発事業に関する計画を作成し、これを行政庁に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

(一) 計画には、知識融合開発事業の目標、内容及び実施時期並びに知識融合開発事業に必要な資金の額及びその調達方法を記載しなければならない。

昭和六十三年三月二十二日 衆議院会議録第九号 新分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法案及び同報告書

- (1) 計画には、特定組合が知識の融合による新分野の開拓に係る試験研究のための費用に充てるためその組合員に負担金を賦課する場合の賦課の基準を記載することができる。

(2) 計画には、試験研究の実施以外の知識融合開発事業を実施するため準備金を積み立てる場合のその組合員に対する経費の賦課の基準を記載することができる。ただし、当該負担金の賦課に係る試験研究を終了していきれないときは、この限りでない。

(3) 行政庁は、当該申請に係る計画が、その組合員が異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓を行うために有効かつ適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(4) 特定組合を設立しようとする発起人は、中小企業等協同組合法(以下「協同組合法」という。)の設立認可の申請と同時にその設立しようとする特定組合に係る知識融合開発事業に関する計画の認定の申請を行うことができる。

(5) 資金の確保

国は、知識融合開発事業に関する計画の認定を受けた特定組合(以下「認定特定組合」という。)及びその組合員等が認定を受けた知識融合開発事業に関する計画(以下「知識融合開発事業計画」という。)に従つて知識融合開発事業を実施するのに必要な資金(以下「知識融合開発事業資金」という。)の確保に努めるものとする。

中小企業信用保険法の特例

知識融合開発事業資金に係る保証を受けた中小企業者に係るものについては、中小企業信用保険法による新事業開拓保険の付保限度額を通常の一億五千万円(組合三億円)から二億円(組合四億円)に拡大するとともに、信用

保証協会が五千万円を限度として無担保で保証を行つた場合の保険料の額について特別措置を講ずる。

- (1) 認定特定組合が、知識融合開発事業計画で定める賦課の基準に基づいて、その組合員たる中小企業者に対し試験研究に必要な機械装置の取得等の費用に充てるための負担金を賦課した場合及び負担金により試験研究用固定資産を取得したときは、租税特別措置法で定めることにより、次のような課税の特例を行う。

- (1) 当該中小企業者が当該負担金を納付したときは当該負担金について特別償却を行なうことができる。また、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとする。
- (2) 特定組合が取得した試験研究用固定資産に係る所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

(2) 認定特定組合が知識融合開発事業計画で定める賦課の基準に基づいてその組合員に對し経費を賦課し、納付された金額を中小企业知識融合開発準備金として積み立てときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該認定特定組合又はその組合員に對する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

7 協同組合法の特例

- 認定特定組合は、協同組合の事業として、知識融合開発事業計画に定める知識融合開発事業を行なうことができるよう、協同組合法の関係規定の適用について特例を設ける。
- (1) 中小企業団体の組織に関する法律の特例
- (2) 認定特定組合の組合員が知識融合開発事業計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業を協業組合の事業として行なう場合に關し、中小企業団体の組織に関する法律の

関係規定の適用について特例を設ける。認定特定組合が、知識融合開発事業計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業を行なうため、その組織を変更して協業組合になる場合に關し、中小企業団体の組織に関する法律の関係規定の適用について特例を設ける。

- (1) 施行期日及び法律の廃止 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

(2) 議案の可決理由 本案は、新たな経済的環境に即応した中小企業の創意ある向上発展を図るために措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十三年三月二十二日
衆議院議長 原 健三郎殿
商工委員長 渡辺 秀央

- (1) 認定特定組合が、知識融合開発事業計画に充てるための費用に充てるための負担金を賦課した場合及び負担金により試験研究用固定資産を取得したときは、租税特別措置法で定めることにより、次のような課税の特例を行う。

(2) 認定特定組合が、知識融合開発事業計画で定める賦課の基準に基づいてその組合員に對し経費を賦課し、納付された金額を中小企业知識融合開発準備金として積み立てときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該認定特定組合又はその組合員に對する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

(3) 行政庁は、当該申請に係る計画が、その組合員が異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓を行うために有効かつ適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(4) 特定組合を設立しようとする発起人は、中小企業等協同組合法(以下「協同組合法」という。)の設立認可の申請と同時にその設立しようとする特定組合に係る知識融合開発事業に関する計画の認定の申請を行うことができる。

(5) 資金の確保

国は、知識融合開発事業に関する計画の認定を受けた特定組合(以下「認定特定組合」という。)及びその組合員等が認定を受けた知識融合開発事業に関する計画(以下「知識融合開発事業計画」という。)に従つて知識融合開発事業を実施するのに必要な資金(以下「知識融合開発事業資金」という。)の確保に努めるものとする。

中小企業信用保険法の特例

知識融合開発事業資金に係る保証を受けた中小企業者に係るものについては、中小企業信用保険法による新事業開拓保険の付保限度額を通常の一億五千万円(組合三億円)から二億円(組合四億円)に拡大するとともに、信用

衆議院会議録第八号(中正誤)

ペジ 段 行 誤 正
三四 一 未 展望を 展望も
三九 三 五 五対五対 五対五